資料１

第２次　人権教育・啓発に関する豊川市行動計画

素案

令和４年３月

豊 川 市

目次（案）

第１章　計画策定の背景

１　計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１－１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１－２　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１－３　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　人権施策の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　２－１　国際社会の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　２－２　国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　２－３　愛知県の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　２－４　豊川市の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　２－５　人権市民意識調査結果からみる市民の人権意識・・・・・・・・・・・・・・・６

第２章　計画の基本的な考え方

１　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　１－１　計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　１－２　基本的な考え方と姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
２　計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第３章　施策の展開

１　人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　１－１　家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・16
　１－２　学校等における人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
　１－３　職場における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
　１－４　行政における人権啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
２　重要課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
　２－１　女性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
　２－２　子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
　２－３　高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
　２－４　障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
　２－５　同和問題（部落差別）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
　２－６　外国人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
　２－７　ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
　２－８　インターネットによる人権侵害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
　２－９　性的マイノリティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
　２－10　刑を終えて出所した人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
　２－11　さまざまな人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81

第４章　計画の推進

１　計画の推進
　１－１　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
　１－２　計画推進のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85

１　計画の概要

１－１　計画策定の趣旨

人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題（部落差別）、外国人、感染症患者等、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティ、刑を終えて出所した人など多岐の分野にわたるため、こうした問題について、正しい知識を身につけて理解を深めることが大切です。

本計画は、人権が尊重され、一人ひとりの市民が明るく豊かな生活を営むことができることを目標として、国及び県の行動計画等の枠組みを踏まえて、人権施策の総合的な展開の方向と、重要な課題とされている施策分野についての指針を明らかにすることを目的としています。

平成 24 年（2012 年）3 月に策定した「人権教育・啓発に関する豊川市行動計画」では、市民、事業者、行政が一体となって、家庭、地域、学校、職場などの市民がかかわるあらゆる場において、人権教育・啓発を進めてきました。この計画期間満了に伴い、これまでの取組を引き継ぎながら、新たな課題の解決に向けて「第２次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

１－２　計画の期間

本計画の期間は、令和４年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間とします。

また、施策の進捗状況や国・県の施策の動向、社会構造の変化等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

１－３　計画の位置づけ

本計画は、平成 12 年（2000 年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく計画として策定するものです。

平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この 2030 アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。

ＳＤＧｓは「誰一人として取り残さない」ことを理念として掲げており、17 のゴールの中には、「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」といった人権に関わるものが多く、人権教育・啓発施策の推進がＳＤＧｓの目標達成に向けた取組の推進に資するものと考えられます。本計画においても、この「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を意識して様々な取組を進めていきます。

図表　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

２　人権施策の動向

２－１　国際社会の動き

昭和 23 年（1948 年）の国際連合（以下「国連」という。）において採択された「世界人権宣言」では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」としています。

その後も国連は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」をはじめ、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」など、人権に関する多くの条約・規約等を採択してきました。

また、「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」など、重要なテーマごとに国際年を定め、人権尊重と差別撤廃に向けた取組を展開しています。

平成６年（1994 年）の国連総会では「人権教育のための国連 10 年」の決議とその行動計画が採択され、人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題であることが示されました。

このほか、平成 18 年（2006 年）には「障害者の権利に関する条約」、平成 19 年（2007 年）には「先住民の権利に関する国際連合宣言」など、多様な人権課題に対する国際法の整備が進められ、平成 23 年（2011 年）には、国連総会において人権教育と研修に対するあらゆる取組を強化すべきというメッセージである「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

２－２　国の動き

我が国では、日本国憲法が掲げる基本的人権の尊重と保障の理念に基づき、人権尊重への取組が進められてきました。国連加入後には、人権に関する数々の条約が締結され、平成７年（1995 年）には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」が批准され、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置されました。

平成９年（1997 年）には「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動

計画」が策定され、人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って、一人ひとりの人権が尊重される真に豊かでゆとりある人権国家の実現を目指すとしています。また、この計画では、人権教育の重要課題として女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ 感染者等、刑を終えて出所した人などが示されています。

平成 12 年（2000 年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成 14 年（2002 年）には同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この計画では、人権が尊重され相互に共存しうる平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとされ、人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に推進していくことが必要とされています。

平成 25 年（2013 年）には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が成立し、これをもって「障害者の権利に関する条約」の批准が承認されました。

さらに、2016 年（平成 28 年）4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、同年 6 月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、同年 12 月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

２－３　愛知県の動き

平成 7 年（1995 年）に県議会において「あらゆる差別の撤廃に関する請願」が採択されました。これを受け、県では、人権問題の解消のためには、行政をはじめ県民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、粘り強く努力していくことが必要であるとの認識から、平成 9 年（1997 年）に「人権尊重の愛知県を目指して」と題した宣言を、全国の自治体に先駆けて行いました。

平成 11 年（1999 年）に人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、「愛知県人権施策推進本部」を設置し、平成 13 年（2001 年）には「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定しました。また、平成 14 年（2002 年）以降、5 年ごとに、「人権に関する県民意識調査」を実施しています。平成 29 年（2017 年）に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果やこれまでの取組状況、社会情勢の変化などを踏まえ、平成 31 年（2019 年）3 月に改定を行いました。

２－４　豊川市の動き

旧小坂井町においては「人権教育・啓発に関する小坂井町行動計画」（平成 18 年（2006 年） 6 月改訂）を策定していました。

本市は、旧宝飯郡 4 町との合併後、平成 23 年（2011 年）に新市民憲章を制定し、「次代へつなぐ共生のまち」として人権の尊さをうたっています。

同年 4 月には「豊川市人権施策推進本部」を設置し、同年 7 月に実施した「豊川市人権に関する市民意識調査」の結果や「人権教育・啓発に関する豊川市行動計画等策定審議会」での審議を踏まえ、平成 24 年（2012 年）に、“市民みんなの人権が尊重され、差別・偏見がなく暮らしやすい明るい豊川市”を基本理念とする「人権教育・啓発に関する豊川市行動計画」を策定しました。

平成 23 年（2011 年）以降、市民の人権に関する意識等を定期的に把握するため、「豊川市人権に関する市民意識調査」を継続して実施しています。

平成 18 年（2006 年）	旧小坂井町「人権教育・啓発に関する小坂井町行動計画」改定
平成 23 年（2011 年）	新市民憲章制定 「豊川市人権に関する市民意識調査」実施
平成 24 年（2012 年）	「人権教育・啓発に関する豊川市行動計画」策定
平成 29 年（2017 年）	「豊川市人権に関する市民意識調査」実施
令和 2 年（2020 年）	「豊川市人権に関する市民意識調査」実施

２－５　人権市民意識調査結果からみる市民の人権意識

（１）調査の経緯

本市では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりを目指し、人権教育・啓発の推進に取り組んでいます。そこで、市民の人権意識を把握し、人権教育・啓発に関する施策を進めていくうえでの参考とするため、「豊川市人権に関する市民意識調査（以下「人権市民意識調査」という。）」を実施しています。

これまで、平成 23 年（2011 年）に「人権市民意識調査」（以下「平成 23 年度調査」という。）を初めて実施し、平成 24 年（2012 年）に「人権教育・啓発に関する豊川市行動計画」を策定しました。また、市民の考えや意見を把握してさらなる人権教育・啓発に関する施策を進めるため、平成 29 年（2017 年）に２回目となる「人権市民意識調査」（以下「平成 29 年度調査」という。）を実施しました。

そして、「人権教育・啓発に関する豊川市行動計画」の 10 年間の期間満了に伴う新たな計画の策定の際の基礎資料とするため、令和２年（2020 年）に３回目となる「人権市民意識調査」（以下「令和２年度調査」という。）を実施しました。

	平成 23 年度 （2011 年度）調査	平成 29 年度 （2017 年度）調査	令和２年度 （2020 年度）調査
調査対象	豊川市在住の 20 歳以上の市民	豊川市在住の 18 歳以上の市民	
抽出方法	無作為抽出		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
調査時期	平成 23 年７月	平成 29 年９月	令和２年９月
配布数	4,000 票	2,000 票	2,000 票
有効回収数(率)	1,503 票（37.6%）	1,116 票（55.8%）	1,287 票（64.4%）

※次頁以降のグラフでは、各調査の回答数を「ｎ」で表しています。

（２）人権意識についての調査結果

①日本の人権意識

「今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか」という設問では、３調査とも「そう思う」が約４割、「そう思わない」が 14％台となっており、大きな変化はみられません。

図表　日本の人権意識

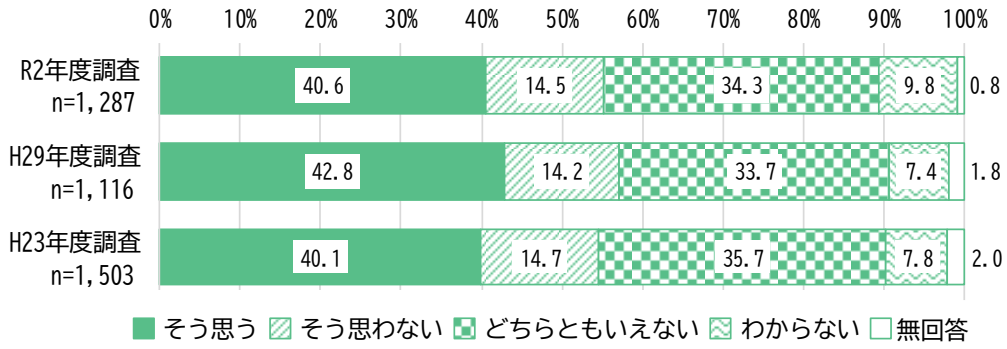

②市民の人権意識

「国民（市民）一人ひとりの人権意識は、10 年前に比べて高くなっていると思いますか」という設問では、令和２年度調査では「高くなっている」が平成 29 年度調査よりも若干多くなっています。

図表　市民の人権意識

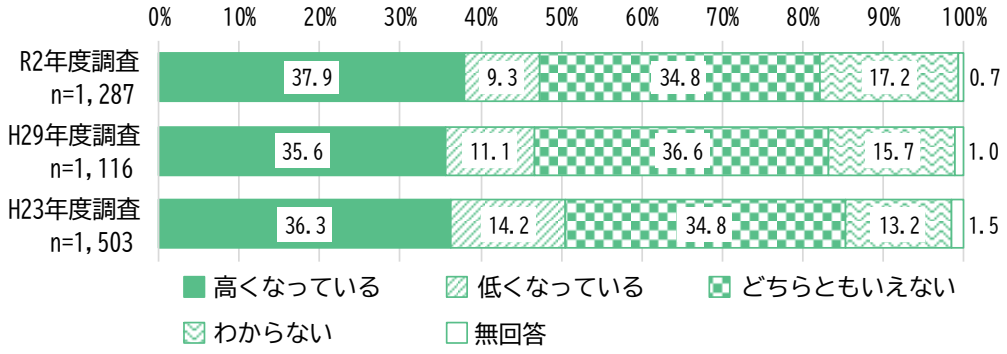

③人権侵害や差別の状況

「日本社会における人権侵害や差別は、10 年前に比べて減っていると思いますか」という設問では、「増えている」が若干上昇傾向にあり、「どちらともいえない」が 4 割程度見られます。

図表　人権侵害や差別の状況

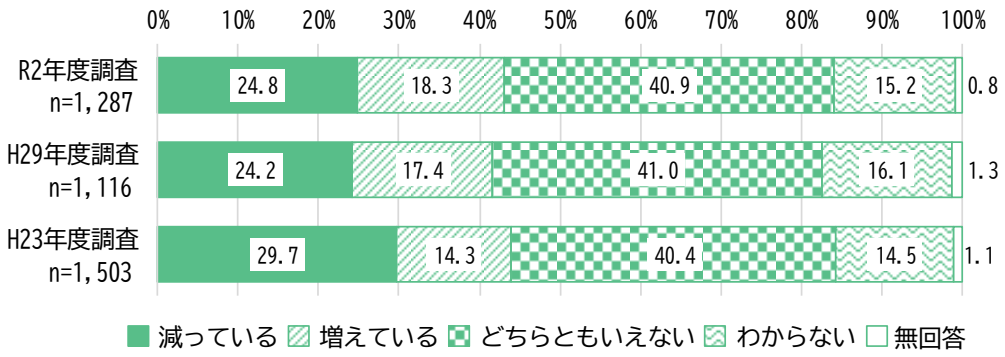

④人権侵害の経験

「あなたは、この 10 年程の間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」という設問では、３調査とも「ある」が 15％前後、「ない」が約 7 割となっており、大きな変化はみられません。

図表　人権侵害の経験

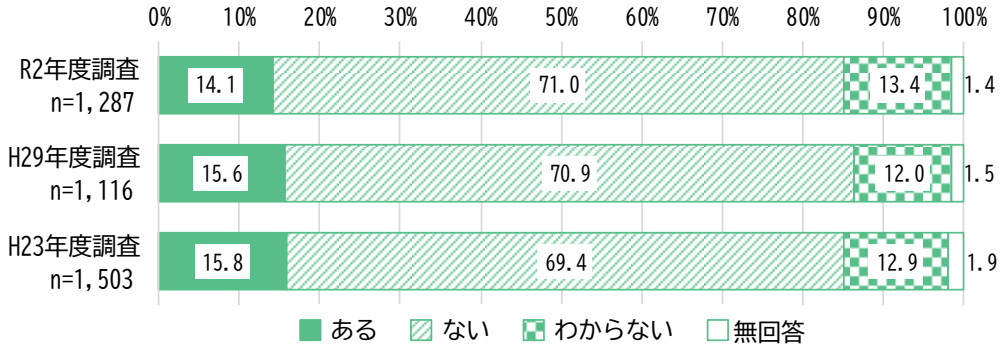

⑤人権侵害された内容

「あなたが自分の人権を侵害されたと思ったのは、どのような場合であったかお聞かせください」という設問では、「あらぬうわさや悪口、落書きなどで名誉・信用を傷つけられたり侮辱されたりした」、「セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為を受けた」が若干上昇傾向にあります。また、平成 23 年度調査から令和 2 年度調査にかけて、「個人情報やプライバシーを侵害された」は 4.6 ポイント低下し、「パワー・ハラスメント行為を受けた」は 6.1 ポイント上昇しています。

図表　人権侵害された内容

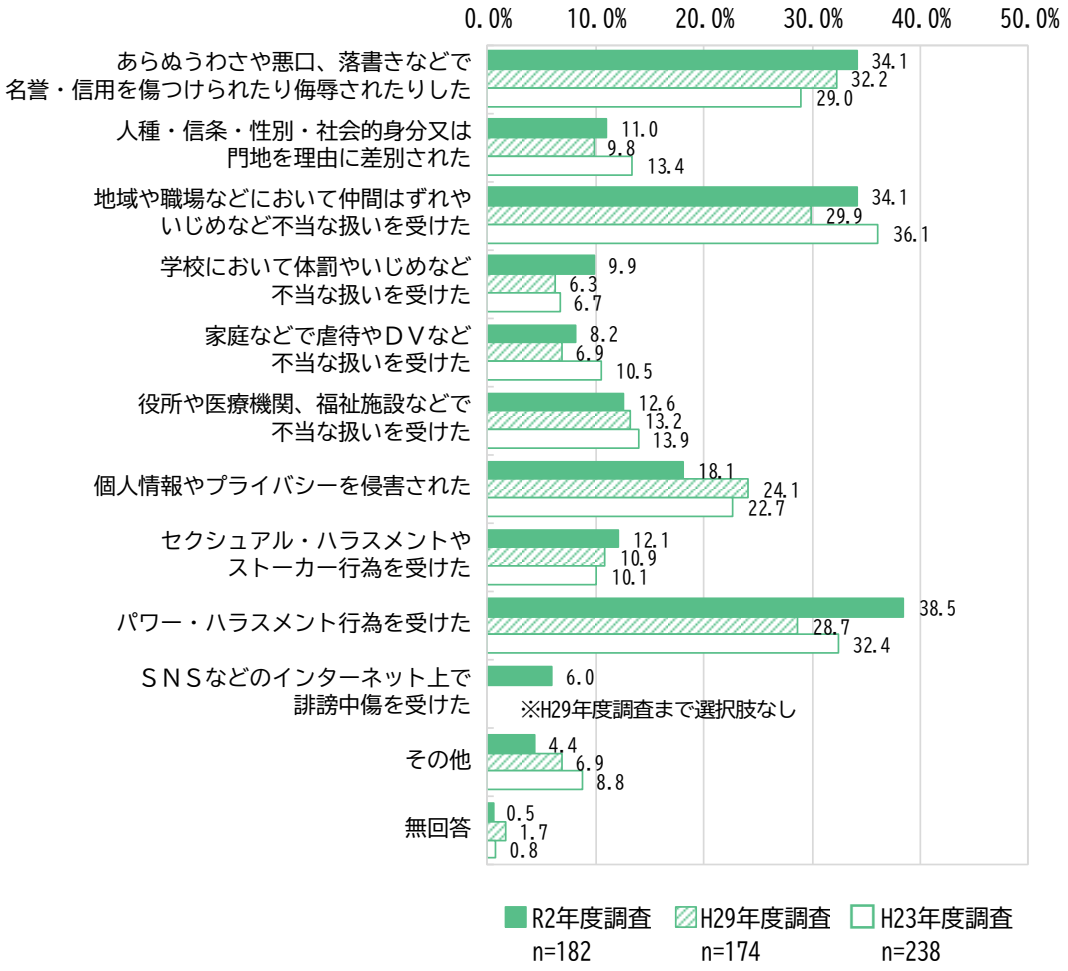

⑥人権侵害への対応

「もし自分の人権が侵害された場合、まずどのように対応しますか」という設問では、「黙って我慢する」、「身近な人に相談する」が若干上昇傾向にあり、「法務局又は人権擁護委員に相談する」が若干低下傾向にあります。「黙って我慢する」は平成 29 年度調査・令和 2 年度調査では「市役所に相談する」、「弁護士に相談する」、「法務局又は人権擁護委員に相談する」より割合が高くなっています。

図表　人権侵害への対応

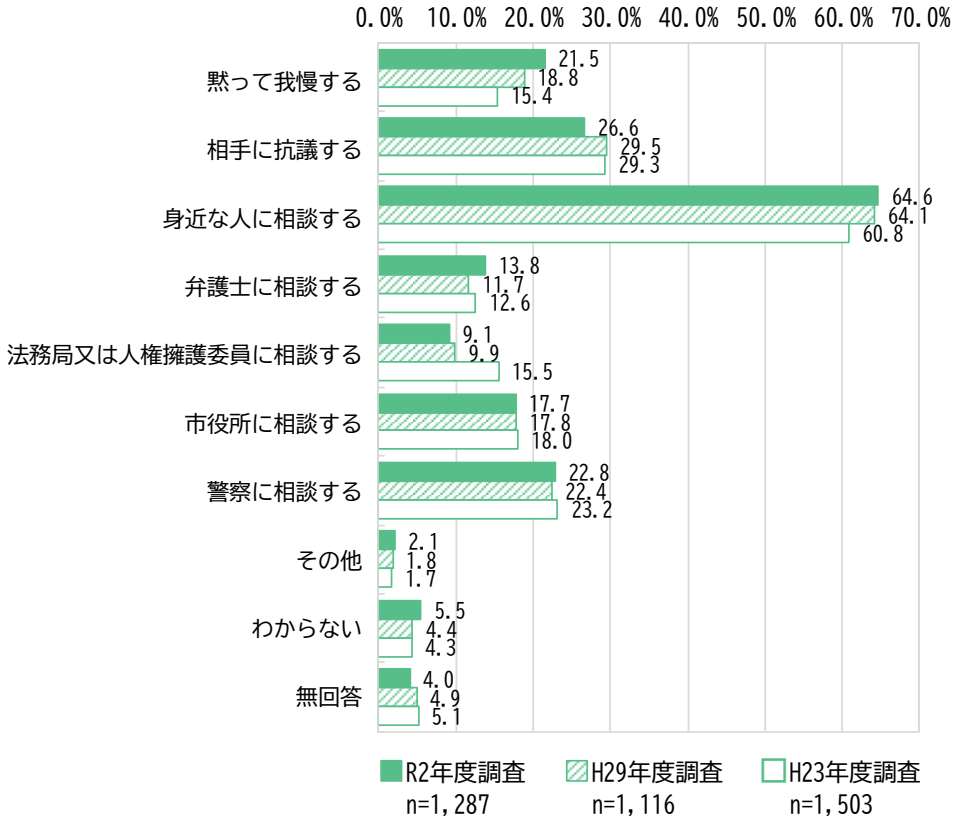

⑦人権侵害にかかわる重要な問題

「日本社会における人権にかかわる問題として、重要な問題は、どれだと思いますか」という設問では、「女性の人権」、「インターネットによる人権侵害」、「性同一性障害にかかる人権」、「性的指向にかかる人権」が上昇傾向にあり、「外国人の人権」も平成 29 年度調査から令和 2 年度調査にかけて 10 ポイント以上高くなっています。このうち、「インターネットによる人権侵害」の上昇が特に大きく、令和 2 年度調査では「障害のある人の人権」を上回って第 1 位となっています。一方、「高齢者の人権」は低下傾向にあります。

図表　人権侵害にかかわる重要な問題

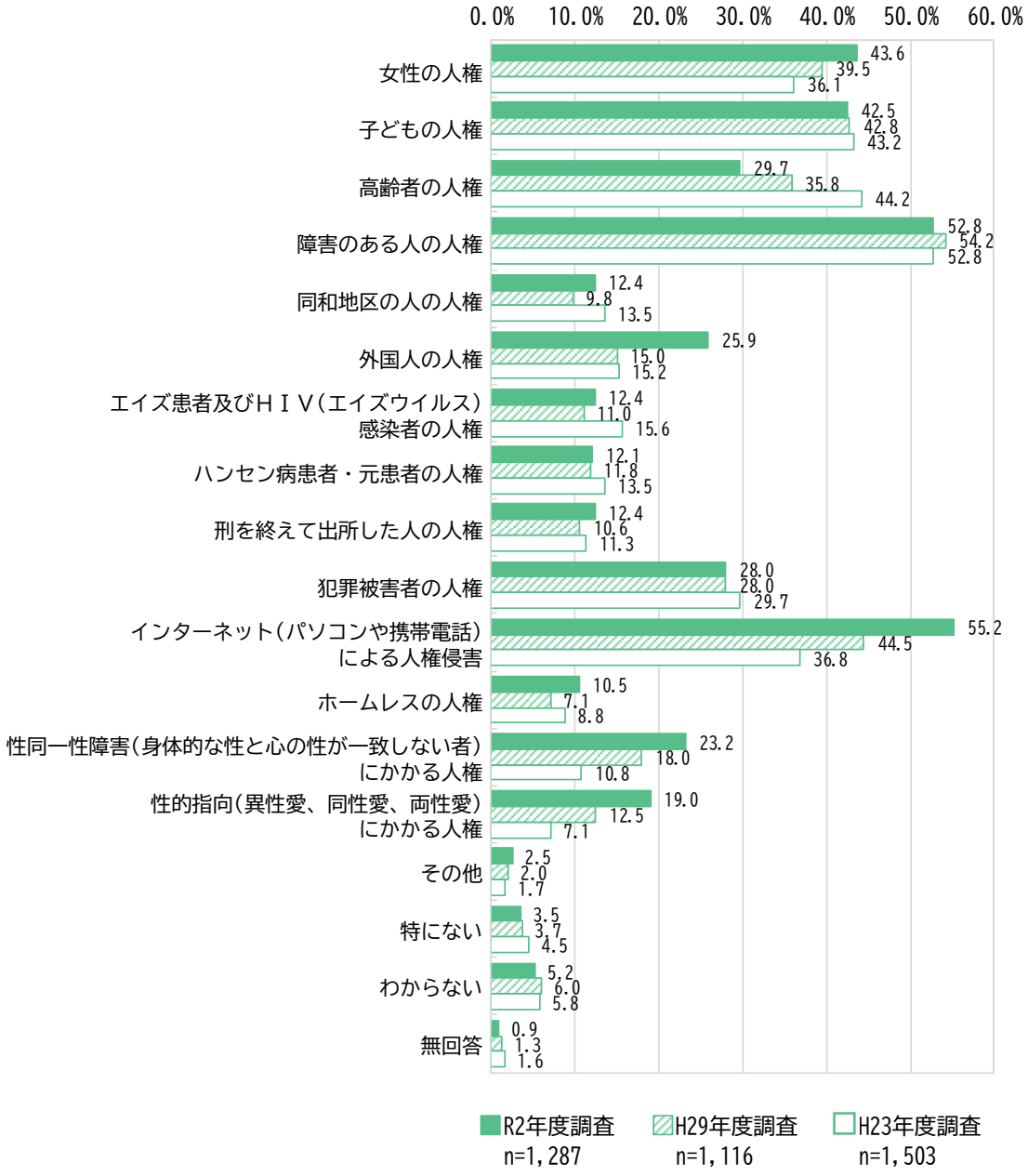

⑧人権にかかわる宣言や条約の認知度

「人権にかかわる宣言や条約、法律など、あなたが見聞きしたことのあるものはどれですか」という設問では、「男女共同参画社会基本法」、「障害者基本法」、「世界人権宣言」が上昇傾向にあり、「高齢者虐待防止法」が低下傾向にあります。

図表　人権にかかわる宣言や条約の認知度

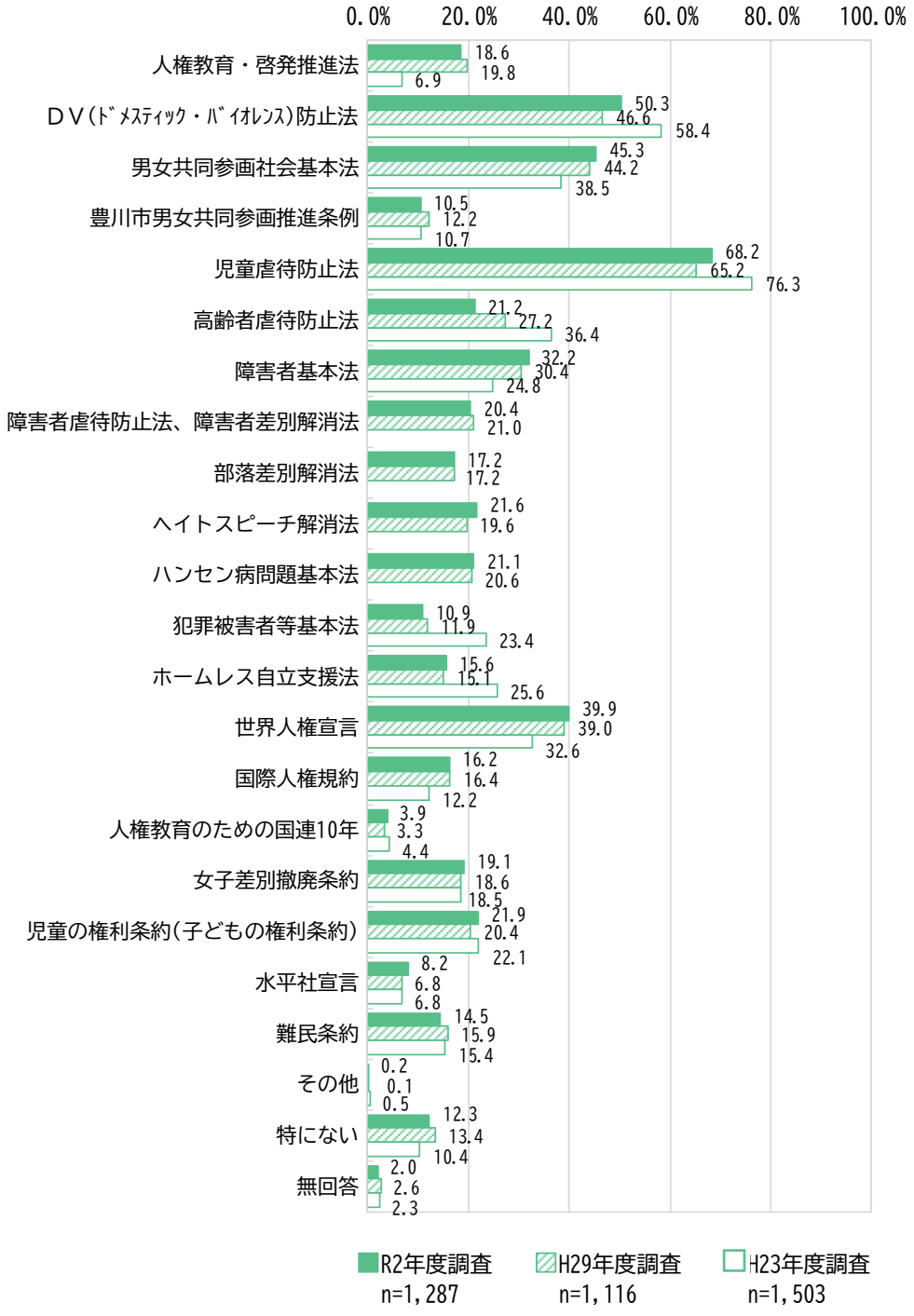

（３）今後の課題

人権市民意識調査結果から令和２年度調査では市民一人ひとりの人権意識が 10 年前より「高くなっている」と思う人の割合が「低くなっている」と思う人の割合の４倍以上となっていますが、今の日本の社会で基本的人権が尊重されているかどうかについて「そう思う」人の割合も、人権侵害の経験が「ない」人の割合も、この 10 年で大きく変化していません。むしろ日本社会における人権侵害や差別は 10 年前に比べて「増えている」と思う人の割合が高くなってきており、人権問題がその解消をみず、社会に根強く存在している現状がうかがえます。

人権侵害の内容としては、不当な中傷や侮辱、セクシュアル・ハラスメントやストーカー、パワー・ハラスメント行為などと回答する割合が高くなってきています。こうした人権侵害への対応として「黙って我慢する」人の割合が約２割であるものの高くなってきており、市役所・弁護士などへ相談する割合を上回ってきていることから、人権にかかる相談体制の一層の充実と周知が必要であると考えられます。

また、人権侵害にかかわる問題としては、女性の人権、インターネットによる人権侵害、性同一性障害にかかる人権、性的指向にかかる人権、外国人の人権などが重要視されてきています。社会情勢の様々な変化の中で、身近な人権侵害が表面化し、人権問題はより一層複雑化・多様化しています。

本市の施策を進めるにあたっては、今後もあらゆる計画や施策を人権尊重の視点を持って推進するとともに、人権意識の向上と人権施策の体系的・総合的な取組を続けていくことが必要です。

１　基本的な考え方

１－１　計画の基本理念

本計画では基本理念を以下のように設定し、人権教育・啓発に取り組みます。

市民みんなの人権が尊重され、差別、偏見がなく
暮らしやすい明るい豊川市

１－２　基本的な考え方と姿勢

①人権を尊重する意識の向上

人権の大切さとそれを尊重すること、人権の意義や重要性について、市民一人ひとりの心や考え方に定着するよう、人権教育・啓発を通じて人権についての正しい理解を深め、人権を尊重する意識の向上を図ります。

②個人の尊厳の確保と共生社会の実現

市民一人ひとりが自立した人間として尊厳が保たれ、平等、平和な社会において個人が自由であり、かつ個人と能力が十分発揮できることが必要です。

また、市民が国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方などのさまざまな違いを互いに認め合い、支え合うことができる共生社会の実現をめざします。

③少数者、少数意見への配慮

社会の持続性を高めるためには、多様な価値観を持つ市民が協力し、予想が困難な今日の社会環境の変化に対応していくことが求められます。基本的人権の尊重の理念に沿って、多様な価値観を受け入れ、少数者を尊重し、少数意見などにも十分に配慮する必要があります。

④協働による取組の推進

人権尊重は、一人ひとりの人権意識の向上と行政をはじめとして、家庭、地域、職場、学校などさまざまな場での取組によって、時間をかけて達成されていくものです。このため、市民の人権が尊重され、差別・偏見がなく暮らしやすい社会を目指すには、あらゆる人権問題に対してすべての市民が協力して取り組むべき課題であるとの認識に立って、市民、事業者、行政が一緒に取り組む“協働”の姿勢が必要です。

２　計画の構成

基本理念

市民みんなの人権が尊重され、差別・偏見がなく、暮らしやすく明るい豊川市

基本的考え方・姿勢

○人権を尊重する意識の向上
○個人の尊厳の確保と共生社会の実現
○少数者、少数意見への配慮
○協働による取組の推進

取り組み

人権教育・啓発の推進

○家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進
○学校等における人権教育の推進
○職場における人権教育・啓発の推進
○行政における人権啓発活動の推進

重要課題への対応

○女性
○子ども
○高齢者
○障害者
○同和問題（部落差別）
○外国人
○ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等
○インターネットによる人権侵害
○性的マイノリティ
○刑を終えて出所した人
○さまざまな人権

１　人権教育・啓発の推進

１－１　家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

現状と課題

平成 12 年（2000 年）の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とされています。また、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」とされています。生涯学習の視点に立ち、幼児期からの発達段階において、また、家庭や地域等のあらゆる場において、そうした場が連携しながら、人権教育・啓発が行われることが重要です。

人権市民意識調査では、市民一人ひとりの人権意識が 10 年前に比べて「高くなっている」と感じている人の割合は 37.9％を占めますが、「どちらともいえない」と答えた人も 34.8％を占めています。

市民全体の人権意識を高めるとともに、人権侵害が生じることのない社会の実現を目指して、今後もあらゆる場を通じて人権教育・啓発を進めていく必要があります。

図表　10 年前と比べた市民の人権意識

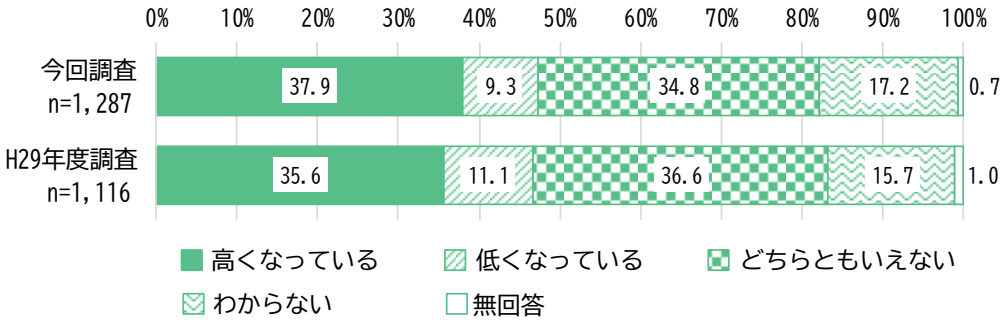

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）家庭における教育力の向上

家庭の絆や地域における連帯意識を高めるとともに、人権について学び合う教育力を高めることを支援します。

①家庭における教育力を高めるための支援をします

○家庭における人権に関する啓発と教育力の向上を支援するために、子育て支援に関する各種事業の充実を図ります。また、子を持つ親を対象とした人権に関する学習機会や、父親の家庭教育参加の支援などを工夫します。

○家庭での男女共同参画を進めるために、家庭や地域、市民活動団体向けの出前講座、情報提供などを行います。

【主な担当課】

子育て支援課／人権交通防犯課／保健センター／生涯学習課

②家族がふれあう機会を充実します

○家族の絆を深めるとともに心が通う地域づくりのために、「家庭の日」や「食育の日」などの周知・啓発を図ります。

○親子参加型講座の充実を図るとともに、地域における町内会行事、スポーツ行事などの各種イベント等への参加を促して、家族がふれあう機会や情報の提供に努めます。

○家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めるための「うち読」を推進します。

【主な担当課】

子育て支援課／農務課／生涯学習課／人権交通防犯課／スポーツ課／中央図書館

（２）地域社会における人権尊重の環境づくり

市民が地域でのふれあいと支え合いについて学ぶ意識を高め、地域、家庭、学校、行政などが連携して人権擁護を進めます。

①みんなでふれあい地域福祉を学びます

○市民が地域でのふれあいと福祉を推進する担い手となるために、地域での支え合い意識の向上や、地域活動者の意識改革の推進を図ります。

○子どもの時からの助け合いの意識を持つように福祉教育を進めるとともに、地域における世代間交流を促すことにより地域全体で人権尊重や子育て、支え合いの意識の向上を図ります。

【主な担当課】

福祉課／子育て支援課／学校教育課

②地域、家庭、学校、行政などの連携・協力の強化を図ります

○人権擁護委員の活動支援や関係団体の連携を図ります。

○ＰＴＡ、町内会役員、民生委員・児童委員、地域、家庭、学校、行政が連携・協力して、人権擁護を進めます。

○人権擁護委員、ＰＴＡ、町内会役員、民生委員・児童委員に対する研修機会を設けることにより、連携・協力の強化を図ります。

【主な担当課】

福祉課／人権交通防犯課／学校教育課／生涯学習課

③誰もが安全・安心、快適なまちづくりを進めます

○バリアフリー新法に基づく重点整備地区として八幡駅周辺、国府駅周辺の整備を図ります。また、誰もが安全・安心に利用できるように、歩行空間及び主要鉄道駅のバリアフリー化や、道路照明灯等の整備、公共交通機関の充実を図るとともに、市内全体での安全で快適に生活できる建物や屋外の環境づくりを促します。

○市民による人にやさしいまちづくりを進めることを目指し、心のバリアフリーへの意識向上のため啓発活動に努めます。

○高齢者、障害者をはじめ誰もが住みなれた地域で快適に暮らせるよう、住

宅改修支援などの施策を展開します。

【主な担当課】
福祉課／介護高齢課／人権交通防犯課／道路河川管理課／道路建設課／建築課／都市計画課／八幡駅周辺地区まちづくり推進室／公園緑地課

（３）学習機会の提供

基本的人権の尊重についての考え方の周知を図るとともに、虐待防止、男女共同参画などの人権にかかわる今日的な問題を学ぶ機会を提供するなど、市民の自主的な学習を支援します。

また、人権に対して正しく普及啓発を推進するために、指導者の養成を図ります。

①人権に関する基本的な知識や考え方の浸透を図ります

○人権に関する基本的な知識や考え方の浸透を図るために、基本的人権の尊重について理解促進を啓発するとともに、世界人権宣言、児童の権利に関する条約など国際的な人権基準の周知を図ります。

【主な担当課】
保育課／人権交通防犯課／市民協働国際課

②身近で参加しやすい学習環境づくりに努めます

○人権尊重や明るい家庭・地域づくりについて学ぶ機会として、生涯学習ガイドブックなどにより地域・学習活動の情報を提供するとともに、生涯学習センターなどにおける各種学習・交流活動の充実を図ります。

○市の施設において、人権の啓発資料や生涯学習情報などについて情報提供を充実します。

【主な担当課】
人権交通防犯課／生涯学習課

③人権に関する多様な学習機会を提供します

○市民が人権について理解するために、啓発用パンフレットの提供や、講演会、体系的な学習講座、出前講座や参加・体験型学習など、人権について学ぶことができる幅広い機会を充実します。

○子ども、高齢者、障害者などの虐待防止、男女共同参画の推進、在日外国人との共生など人権にかかわる今日的な問題も学習のテーマとして、とりあげます。

○効果的な学習方法についての情報収集・研究を進めます。

【主な担当課】

保育課／介護高齢課／福祉課／保健センター／人権交通防犯課／市民協働国際課／学校教育課

④市民や団体の自主的な学習活動を支援します

○市民同士がふれあう機会を増やすために、人権に関する学習資材の提供や、コミュニティ、市民団体などへの人権に関する研修実施機会を充実します。また、団体の自主的な学習活動を支援します。

○人権尊重について地域や市内で学びやすい機会を充実するために、ボランティア・市民活動団体に参加するための情報の提供、防災についての学習、地域のネットワークづくり、伝統文化の継承・学習を通じた世代間交流などを充実します。

【主な担当課】

市民協働国際課／人権交通防犯課／防災対策課／生涯学習課

⑤人権教育・啓発を推進する指導者の養成を図ります

○人権に関する正しい学習や教育を行うことができるように、指導者養成のための学習機会を設けます。

【主な担当課】

人権交通防犯課／学校教育課

１－２　学校等における人権教育の推進

現状と課題

学校・幼稚園・保育所等における教育は、幼児や児童生徒が、社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度等を確実に身につけることを通じて、互いの人権を尊重する心が育まれるよう展開されることが必要です。

学校等の人権教育においては、児童生徒等がさまざまな人権問題を自らの問題として認識し、実践力を身に付けられるよう、効果的な学習・指導により、基本的人権に対する意識の自覚と高揚を図っていく必要があります。また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、保育士等の資質向上による指導の充実も重要です。

人権市民意識調査では、人権が尊重される社会を実現するために必要なこととして、「幼稚園・保育園、学校などにおいて人権教育（保育）を充実させる」と答えた人が約５割と最も多く、生涯の早い段階における人権教育の実施が最も重要視されています。

学校等においては、あらゆる差別や偏見を許さない人権教育を推進していますが、現状では、いじめや不登校等の人権にかかわる問題が依然として起きています。これらの問題に対して、学校等が単独で解決に取り組むだけでなく、家庭や地域社会等と連携して取り組んでいくことが必要です。

図表　人権が尊重される社会を実現するために必要なこと

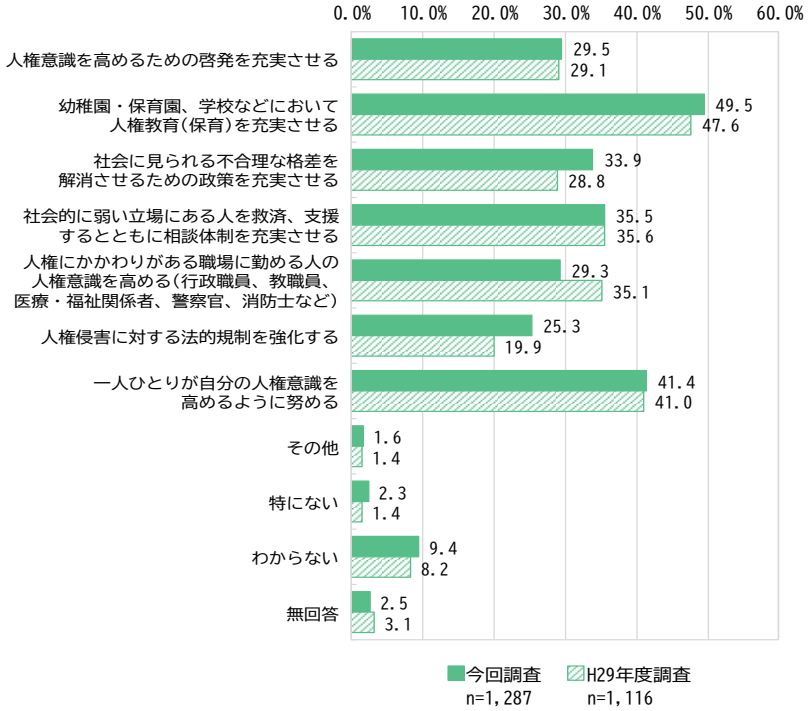

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）あらゆる教育活動を通じた人権尊重の教育の充実

学校教育においてはもちろん、就学前も含めて子どもや親を対象として、人権尊重意識を高める機会を提供します。

また、学校等が、人権教育についての情報収集を充実します。

①就学前も含めて人権尊重の教育を推進します

○就学前も含めて子どもや親が人権尊重意識を高めるようにするために、交流や体験を通じた人権尊重精神の基礎を築く教育や保育を進めます。

○学校教育などにおいては、各教科、道徳など全教育活動を通じて、人権尊重の意識を高めるための教育を充実します。

【主な担当課】

保育課／学校教育課

②人権尊重教育の内容・方法などを充実します

○子どもの感性を大切にしながら豊かな心を育むために、学校教育においてボランティア活動や地域などとの交流の機会や、総合的な学習などを通じた体験学習を充実します。

○子どもが人権を自分で考えるための機会を充実していきます。また、職場体験学習、福祉実践教室体験・参加型の学習なども人権を考える機会として、活用します。

【主な担当課】

学校教育課

③人権尊重教育についての情報を提供します

○豊川市小中学校人権教育研究会において、各学校での取り組みを研究紀要にまとめ、情報提供を図ります。

【主な担当課】

学校教育課

（２）教職員・保育士の指導力の向上

教職員・保育士が子どもに人権教育を行うことができるように、情報収集や研修等の機会を充実します。

①教職員・保育士の指導力の向上を図ります
○人権にかかわる的確な教育を行うことができるように、教職員・保育士の研修や学習機会の充実を図ります。 ○就学前から人権意識を養うために、人権保育について保育士と関係機関が十分に情報収集を行い学ぶように努めます。 ○小中学校教職員は豊川市小中学校人権教育研究会を活用し、人権尊重の意識を高めます。 【主な担当課】 保育課／学校教育課／人権交通防犯課

（３）安心して楽しく学ぶための環境づくり

子どもが安心して学校で学ぶことができるように、人権に配慮した教育指導を行うとともに、保護者なども対象にした相談の充実を図ります。

①人権に配慮した教育指導と学校づくりを進めます
○子どもの人間性を育むために子どもに対する人権に配慮した教育指導を徹底します。 ○人権尊重及び男女共同参画の推進を図るために、保育及び学校教育において男女混合名簿の導入など多様な方策の導入を図ります。 【主な担当課】 保育課／学校教育課

②児童・生徒に対する相談体制を整備します
○児童・生徒が心身ともに健やかに学校生活をすごし育つように、スクールカウンセラーやハートフル相談員の設置など相談体制の充実を図ります。 ○保護者、児童・生徒、学校関係者に対する心理教育相談「ゆずりは」の活動を充実します。 【主な担当課】 学校教育課

（４）家庭・地域・行政との連携強化

保育所や学校と家庭・地域・行政との連携を強化して、人権にかかわる問題の解決と、人権教育・保育を進めます。

①家庭・地域・行政との連携・協力の強化を図ります
○保育や学校教育について家庭・地域への情報提供を充実するとともに、民生委員・児童委員、学校評議員との連携を強化して、いじめなどの人権にかかわる問題を話し合う機会の充実に努めます。 ○保育所や学校と家庭・地域・行政との連携を強化して人権保育・教育に取り組むために、子ども会への支援や、地域活動の充実を図ります。 【主な担当課】 子育て支援課／保育課／学校教育課／生涯学習課

１－３　職場における人権教育・啓発の推進

現状と課題

企業等事業所は、地域社会において、雇用・経済・文化や生活に至るまでのさまざまな分野に対して大きな影響力を持っており、また、豊かな地域の創造に貢献する責任を担っています。しかし企業等事業所においては、賃金等の処遇の男女間格差の是正の問題、仕事と家庭の両立を可能とする環境整備の問題、高齢者や障害者の雇用の問題、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、長時間労働や過労死の問題など、人権にかかわる課題が山積しています。

企業等事業所による人権尊重の必要性については国際的な関心が高まっており、平成 23 年（2011 年）に国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されています。我が国では、この「指導原則」を支持しており、令和２年（2020 年）に「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）が策定され、同計画では今後国が取り組む各種施策や人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）の導入・促進への期待が表明されています。

人権市民意識調査では、人権を侵害されたと思った場面として、「パワー・ハラスメント行為を受けた」と答えた人が最も多く、次いで「あらぬうわさや悪口、落書きなどで名誉・信用を傷つけられたり侮辱されたりした」、「地域や職場などにおいて仲間はずれやいじめなど不当な扱いを受けた」と答えた人が多くなっています。特にパワー・ハラスメントの割合は前回調査より約 10 ポイント高くなっており、職場におけるパワー・ハラスメントが近年大きな人権問題として捉えられていることを示しています。

職場における人権に関する研修や、企業等事業所に対する啓発活動を充実させ、人権教育・啓発への企業等事業所の主体的な取組を促進することが必要です。

図表　人権を侵害されたと思った場面

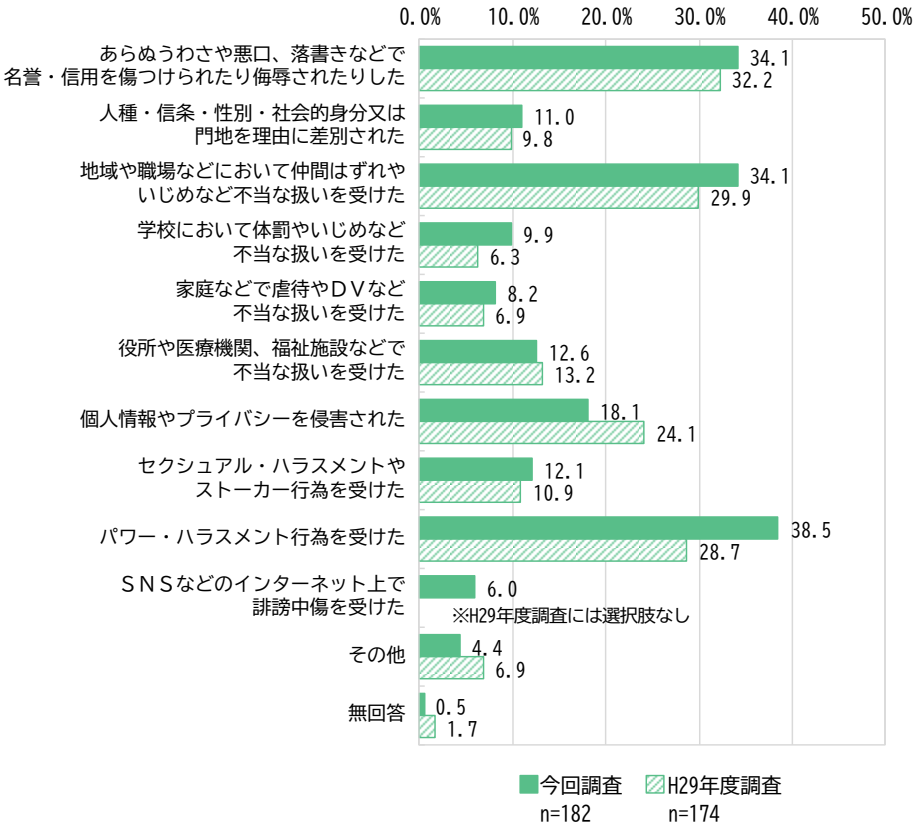

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）市の職場における人権教育・啓発の充実

市は全庁的に人権尊重を基本として、職務を遂行します。

①人権尊重を基本とした職務を遂行するための教育・啓発を充実します
○市職員が人権尊重を基本とした職務を遂行するために、職員研修を実施します。また、講演会などへの職員の参加促進や、研修指導者の養成を図ります。 ○市民が安心して行政サービスを利用することができるように、職務や事務において人権尊重を基本とする接遇、各種申請書類などの点検、個人情報の保護についての徹底を図ります。 【主な担当課】 人事課／人権交通防犯課

（２）特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の充実

人権教育・啓発の推進にあたっては、とりわけ人権にかかわりが深く、人権に対する正しい認識とより高い人権意識を持って職務に従事することが求められる特定の職業に従事する者に対して、研修等による人権教育・啓発を充実します。

①教職員に対する人権教育・啓発を充実します
○学校において、教育内容や学校運営などに関して広く人権の視点を重視し、教師と児童生徒の信頼関係に立って、子ども一人ひとりの人権を大切にした教育活動の徹底を図るとともに、教職員の人権意識の高揚や人権教育を実施する指導者として必要な知識や指導力を高めるために、研修の充実を図ります。 ○子どもたちへの指導においては、発達段階に応じた指導内容を設定するとともに、指導方法に工夫を凝らし、人権教育の充実に努めます。 【主な担当課】 人権交通防犯課／学校教育課

②消防職員に対する人権教育・啓発を充実します

〇消防職員に対しては、人権問題を正しく理解し人権を尊重した行動を取るために、消防学校において初任者の人権教育を受けるとともに、各職場において人権教育が継続的に実施されるように努めます。

【主な担当課】

人事課／人権交通防犯課／消防本部

③医療、保健関係者に対する人権教育・啓発を充実します

〇医療、保健関係者に対し、人権意識の普及・向上を図るため、人権教育の推進及び職員研修を充実します。

〇病院施設などにおける人権教育・啓発の充実を働きかけて、人権の視点に立った業務の遂行を進めるとともに、医療、保健関係団体に対しても人権教育・啓発への積極的な取組が行われるよう促します。

【主な担当課】

人事課／保健センター／人権交通防犯課／市民病院

④福祉関係者に対する人権教育・啓発を充実します

〇福祉関係従事者の人権意識の普及・高揚を図るため、人権教育・啓発の充実や、福祉関係団体等に対する人権教育・啓発への積極的な取組の促進などの働きかけを行っていきます。

【主な担当課】

人事課／福祉課／保育課／介護高齢課／人権交通防犯課

（３）企業等事業所への啓発の充実

職場における人権の尊重や男女共同参画を進めることについて、企業等事業所がさまざまな人権問題の解決に果たす社会的役割と責任として啓発していきます。

①雇用や職場における均等な機会と待遇の確保を推進します
○誰もがいきいきと働くことができる環境づくりを目指して、事業所に対して男女雇用機会均等法や労働基準法などの周知と、男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図るため啓発を実施します。 ○職場におけるセクシュアル・ハラスメントを始めとするさまざまなハラスメントや待遇等に関する相談を実施します。 ○男女同一待遇、正規・非正規労働者の格差解消の啓発、労働者の適正な労働環境の確保など、事業所の社会的責任についての意識の向上を図ります。 【主な担当課】 人権交通防犯課／商工観光課／契約検査課

②就労の場における男女共同参画を推進します
○事業所における男女共同参画を推進するために、性差別のない職場づくりを啓発するとともに、事業所への出前講座、積極的改善措置のための情報提供を充実します。 ○自営業における男女共同参画の普及啓発を行います。 ○農家における家族経営協定の普及啓発を行います。 ○農家における男女共同参画を推進するため、農村生活アドバイザーの活用を図ります。 【主な担当課】 人事課／人権交通防犯課／農務課／商工観光課

③個人のプライバシーに対する正しい理解を啓発します
○人権尊重の立場から、事業所や市民に対して、プライバシーの保護や個人情報保護に関する啓発を行います。 【主な担当課】 人権交通防犯課

１－４　行政における人権啓発活動の推進

現状と課題

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権啓発は、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としています。一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、それを前提として他人の人権に十分配慮した態度や行動をとることができるようになることによって、人権侵害の生じない社会の実現を図ることが人権啓発の目的です。

我が国においては、毎年 12 月 10 日（世界人権宣言が採択された「人権デー」）を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権啓発活動を展開しています。また、人権擁護委員法が施行された 6 月 1 日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知を図るとともに、人権尊重の思想の普及に努めています。

本市においては、「人権週間」に合わせた啓発活動や、広報紙・ホームページによる啓発や情報提供を行っており、令和 2 年（2020 年）には人権に関する市民意識調査を実施しました。また、各種相談窓口を通じた支援と相談支援制度の周知を実施しています。

人権市民意識調査では、人権が尊重される社会を実現するために必要なこととして、「幼稚園・保育園、学校などにおいて人権教育（保育）を充実させる」に次いで、「一人ひとりが自分の人権意識を高めるように努める」、「社会的に弱い立場にある人を救済、支援するとともに相談体制を充実させる」といった、人権意識の高揚や相談体制の充実に係る取り組みの回答が多くなっています。

今後も国や県の啓発活動等を活かしながら継続的に人権啓発活動を推進し、相談支援体制を充実させていくことが必要です。

図表　【再掲】人権が尊重される社会を実現するために必要なこと

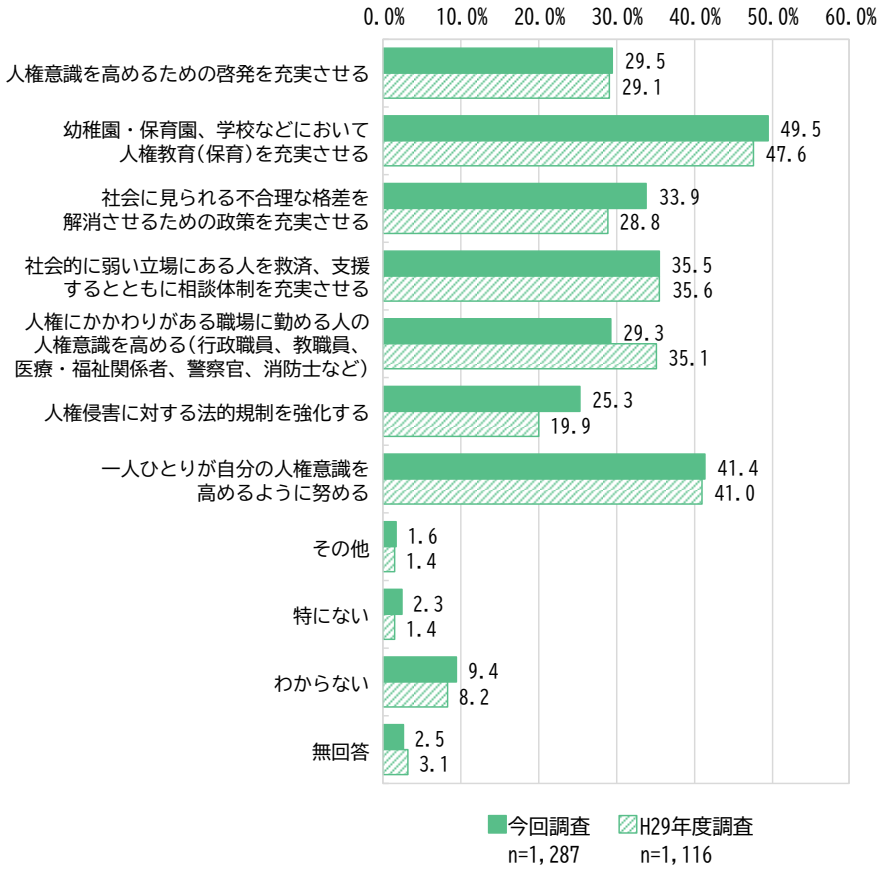

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）啓発活動の充実

人権を尊重することの大切さについて市民全体の理解を深めるために、広報紙などの媒体を活用するとともに、人権週間などの機会を生かして、啓発や情報発信を充実します。

①広報紙・ホームページ等を活用します

○人権尊重の大切さについて広く市民の理解を促進するために、市の広報紙・ホームページやその他メディアなどによる啓発を進めます。また同様に、多言語による広報紙やホームページでの啓発も進めます。

○人権啓発用パンフレットやチラシを作成し、さまざまな人権に対する偏見や差別について、正しい知識の普及を図ります。

【主な担当課】

介護高齢課／人権交通防犯課／福祉課／市民協働国際課

②人権週間などの機会を捉えて啓発します

○人権週間、男女共同参画週間、児童福祉週間、児童虐待防止推進月間、老人週間、障害者週間などの機会を捉えて、人権尊重について広報紙などへの記事を掲載し、啓発活動を充実します。

○図書館、児童館、保健センター、文化センターなどの施設を利用し、啓発資料の掲示、配布を行うなど、啓発活動を充実します。

○おいでん祭などのイベントに参加し、多くの市民に人権尊重についての啓発活動を充実します。

○人権講演会を開催し、基本的人権の尊重や男女共同参画などについて広く市民への啓発活動を充実します。

【主な担当課】

福祉課／子育て支援課／保育課／介護高齢課／保健センター／
人権交通防犯課／市民協働国際課／生涯学習課

（２）人権侵害に対する相談・支援体制などの充実

人権に関する情報収集を行い、市民が問題を抱えた時には適切・迅速に相談ができる体制を整えます。

また、市民が互いに人権を尊重して、地域や事業所において支え合うこと促すとともに、ボランティア・市民活動団体と連携して支援を行う体制を充実します。

①人権に関する情報収集と意識調査などを充実します
○人権に関する市民意識の把握に努めます。 ○市民意識、人権に関する国・県や他の市町村の施策動向、市民・事業者の取組について把握して、今後の啓発や取組の推進のために生かします。 【主な担当課】 秘書課／人権交通防犯課

②人権侵害に対する相談・支援体制などを充実します
○人権侵害についての不安の解消や人権を侵害されたことに対して問題解決できるように、市民にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。 ○いじめや不登校、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（以下「ＤＶ」という。）、暴力を受けた人の支援のためのカウンセリングやシェルター、外国人の生活支援、福祉サービス利用者等の権利擁護などについて関係機関や市民活動団体などと連携して対策を講じます。 ○住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図るために、本人通知制度を実施します。 【主な担当課】 福祉課／子育て支援課／介護高齢課／人権交通防犯課／市民協働国際課／学校教育課／市民課

③みんなで助け合い支え合うしくみをつくります

○市民が互いに人権を尊重して、助け合い、支え合う明るい地域社会を築くために、地域組織の育成を図ります。

○ボランティア・市民活動、地域福祉活動の活性化や、地域組織と民生委員・児童委員や福祉委員等との連携を強化し、支え合いのための支援を充実します。

【主な担当課】

福祉課／介護高齢課／子育て支援課／保育課／市民協働国際課

④高齢者、障害者やその家族に対する各種相談を充実します

○高齢者、障害者やその家族に対する支援と人権の擁護を図るために、高齢者相談、障害者相談、成年後見制度の利用などの支援を行います。

○障害者地域自立支援協議会、民生委員・児童委員などの活動の充実や、巡回訪問、介護・保健・福祉の相談窓口の充実など、相談・支援体制を整えます。

【主な担当課】

福祉課／介護高齢課／保健センター／子育て支援課

⑤子育て・介護など家庭への支援を充実します

○明るい家庭を築くために、悩み事を家庭で抱えすぎないように、子育て・介護・福祉などに関する相談体制の充実と、その利用促進のための周知を図ります。

【主な担当課】

福祉課／子育て支援課／保育課／保健センター／介護高齢課

⑥協働で明るいまちづくりを進めます

○市民が、人権尊重のための活動に、市や事業所と協働して取り組むことを促し、明るいまちづくりを進めます。

○明るいまちづくりを進めるため、ボランティア･市民活動の人材発掘や育成、支援を実施します。

○人権尊重のための施策を推進するため、関係各課が連携するとともに、市民と市が協働して取り組む体制づくりを充実します。

【主な担当課】

人権交通防犯課／市民協働国際課

２　重要課題

２－１　女性

現状と課題

国連は創設当初から女性の地位向上に取り組み、我が国においても、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成８年（1996年）には「男女共同参画2000年プラン」の策定、平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」の制定を行うなど、総合的な取り組みを進めてきました。現在は、令和２年（2020年）に策定された「第５次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的かつ計画的な推進が図られています。

本市においては、平成13年（2001年）に男女共同参画施策に関する最初の基本計画「とよかわ男女共同参画プラン」（第１次計画）を策定し、平成21年（2009年）には施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした「豊川市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例に基づき、平成23年（2011年）に「豊川市男女共同参画基本計画」（第２次計画）、令和３年（2021年）に女性活躍推進計画とＤＶ防止基本計画を内包した「豊川市男女共同参画基本計画」（第３次計画）を策定し、男女共同参画に向けた総合的な取組を進めています。

人権市民意識調査では、女性に関する人権の問題として、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」、「働く場における差別待遇」をあげる意見が多く、職場における女性の人権問題への関心が高いことがわかります。また、「男女の固定的な役割分担意識」をあげる人も多くみられ、社会全般における啓発が必要であると考えられます。男女共同参画の視点に立ち、男女が共にそれぞれの生き方を尊重して社会のあらゆる場面に参画でき、仕事や家庭生活、地域生活などにバランスよく参加できるワーク・ライフ・バランスの実現を目指しつつ、女性が活躍できる環境づくりに努めることが必要です。

また、ＤＶやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の被害は女性が多く、それは重大な人権侵害であり、女性に対する人権侵害防止に向けた施策の充実に努めていくことも必要です。

図表　女性に関する人権の問題

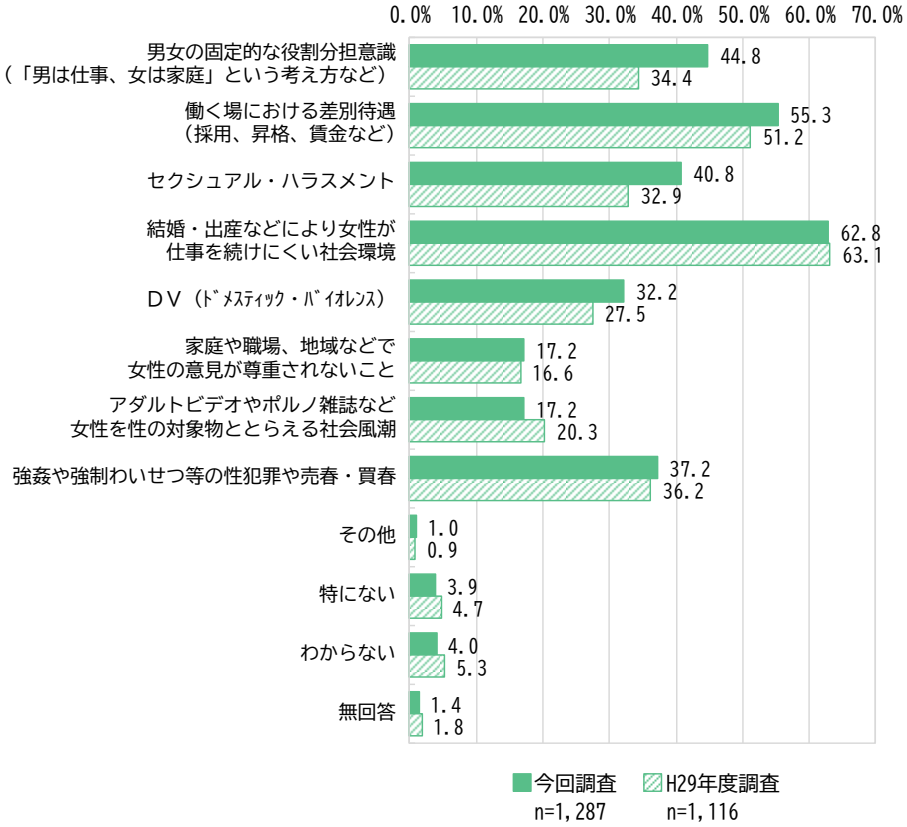

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）男女が互いに人権を尊重できる人づくり

学校や家庭、職場において男女共同参画意識の向上を図ります。

①人権を尊重し男女共同参画意識の向上を図ります

○人権の尊重及び男女共同参画を着実に進めるために、男女共同参画社会基本法や豊川市男女共同参画推進条例などの周知、男女共同参画情報紙や各種パンフレットなどの活用、講演会・研修会などにより啓発を図ります。

○メディアや広報紙などにおいて人権及び男女共同参画に配慮した表示や表現をするよう働きかけるとともに、公的出版物、ホームページなどにおいてもジェンダーの視点に配慮した取り組みを行います。

○児童・生徒が人権尊重や男女共同参画について、学び、必要な情報を主体的に選択できる能力を養います。

【主な担当課】

秘書課／人権交通防犯課／学校教育課

（２）女性に対する暴力の根絶と被害者支援

女性に対する暴力的行為の根絶に関する啓発活動を促進するとともに、被害者の支援や保護の充実を図ります。

①女性に対する暴力の根絶に向けて周知啓発・被害者支援を充実します

○ＤＶやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力の根絶、被害者保護の促進のために、啓発・研修会などを実施します。

○被害者の状況に応じて迅速に対応できるよう、関係機関とのネットワーク強化を図り、相談・支援体制の整備に努めます。

○セクシュアル・ハラスメントを防止するために、事業所に対し、セクシュアル・ハラスメント対策を就業規則に設けることやガイドラインを作成することを啓発し、就業者に対しては労働相談窓口の周知を図ります。

【主な担当課】

人事課／福祉課／人権交通防犯課／子育て支援課／保育課／介護高齢課／商工観光課／市民病院

（３）仕事と生活が調和する社会づくり

女性が差別されることのない雇用環境や、女性のみでなく男性も家族的責任を担い、男女が仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を実現することができるように啓発をするとともに、仕事を始めとする社会活動と子育てや介護との両立を可能とするため保育や福祉サービス等の支援を充実します。

①仕事と生活の調和がとれた体制・環境をつくります

○ワーク・ライフ・バランスの実現を目指して、ファミリー・フレンドリー企業や育児・介護休業制度等の関係法制度などの啓発を行います。

○男性の家事能力の向上と育児や介護への参加をはじめ、子ども会やＰＴＡなど地域活動への男性の参加を促します。

【主な担当課】

保育課／保健センター／人権交通防犯課／商工観光課／学校教育課／生涯学習課

②子育て及び介護を支援します

○子育て中の女性の負担を軽減するために、市民ニーズに合った保育サービスや、子育て相談、子育て自主グループ、子育てボランティアの育成など子育て支援を充実します。

○子どもの居場所づくり、子育てに悩んでいる親や青少年に対する相談、医療費助成制度の充実を図るとともに、子育て中の家族が安心して利用できる公共施設の整備を図ります。また、子どもや若者を健全育成するための啓発を充実します。

○子育て中の女性や要介護者を抱えた家族を支援するために、保健・医療・福祉・介護の連携を図り、総合的な窓口の整備、誰もが介護に携わることができる体制や介護に携わる者の健康管理、支え合いのための環境整備を図ります。

【主な担当課】

福祉課／子育て支援課／保育課／介護高齢課／保険年金課／保健センター／生涯学習課

（４）女性の参画の促進

社会における方針決定、計画立案の場への男女の対等な参画を実現するために、女性の登用を図るとともに、女性の能力を高めるための機会を充実します。

①方針決定、計画立案等の場への女性の参画を促進します
○事業所及び団体、地域における方針決定、計画立案の場への男女の対等な参画を目指して、女性の登用を促します。 ○市の審議会等委員における女性委員の登用や市民公募による登用を促進します。 ○女性の能力発揮・スキルアップのため、講座の開催や女性のチャレンジ、起業に関する情報提供、離職した者の能力開発などの支援を実施します。また、地域における女性リーダーを発掘・育成するとともに女性人材リストを作成し、人材を活用します。 【主な担当課】 人権交通防犯課／商工観光課

２－２　子ども　　【 差替え資料１】

現状と課題

出生率の低下、核家族化の進展、生活様式の多様化、地域のつながりの希薄化等、子どもと子育てを取り巻く環境は近年大きく変化しています。こうした中で、いじめ・不登校、児童虐待、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等、子どもに関して多くの問題が生じています。

我が国においては、昭和 23 年（1948 年）に「児童福祉法」が施行、昭和 26 年（1951 年）に「児童憲章」が制定され、平成 6 年（1994 年）には国連採択の「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が批准されました。さらに、平成 11 年（1999 年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成 12 年（2000 年）に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、平成 22 年（2010 年）に「子ども・若者育成支援推進法」、平成 25 年（2013 年）に「いじめ防止対策推進法」が施行され、子どもの人権を守るための法整備が進められています。

本市においては、平成 27 年（2015 年）に施行された「子ども・子育て支援法」に基づき「豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次いで令和２年（2020 年）に第２期計画を策定、児童虐待等の課題を始め子どもの貧困問題等の新たな課題への対応や、切れ目のない支援による子育て環境の充実を図っています。また、平成 29 年（2017 年）にはいじめ防止対策推進法に基づき「豊川市いじめ防止基本方針」を策定し、子どもの人権の尊重に取り組んでいます。

人権市民意識調査では、子どもに関する人権の問題として、「保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの虐待」、「インターネットを使ってのいじめ、悪口、中傷」、「子ども同士による暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」などが多く見られます。

今後も子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化に的確に対応し、社会全体で支えるための取組を推進する必要があります。

図表　子どもに関する人権の問題

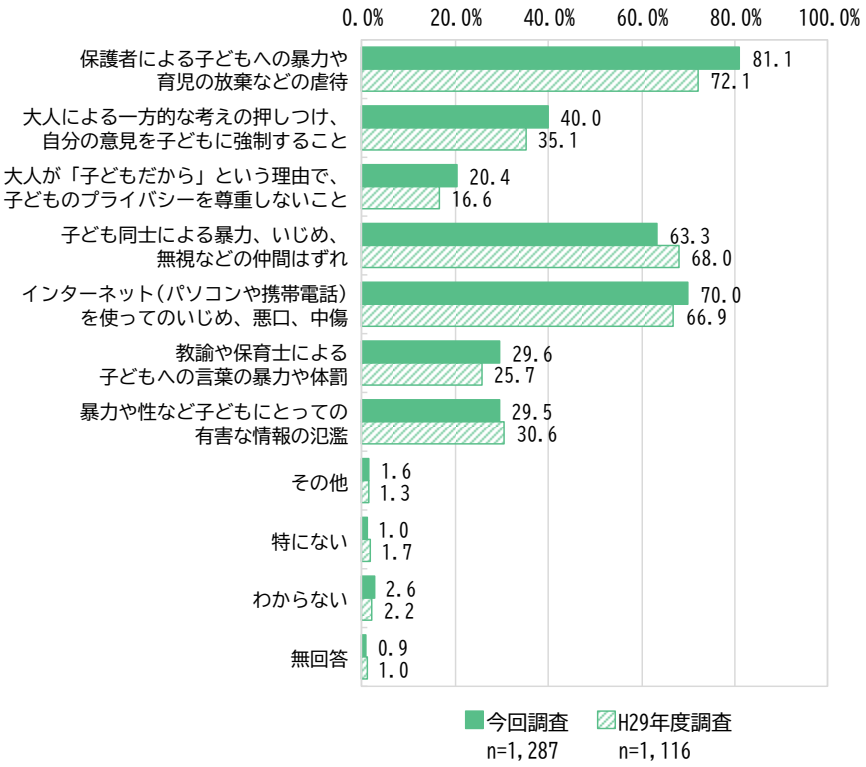

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）子どもの人権を尊重する意識づくり

子どもの人としての権利や自由を尊重するために、子どもの人権についての理解を深めるとともに、子どもが人権について理解しやすくなるように、交流や体験機会の充実を図ります。

①教育・啓発活動や交流、体験を通じて子どもの人権に対する理解を促進します
○さまざまな機会を通じて、子どもの人権について啓発を図ります。 ○子どもが、家庭・地域や学校などにおいて人権について学び理解することができるように、参加・体験的な学習機会の提供や、世代間交流事業などふれあいの機会の充実を図ります。 【主な担当課】 保育課／子育て支援課／保健センター／学校教育課／生涯学習課

（２）豊かな人間性を育む教育の推進

子どもの豊かな人間性を高めるために、家庭や地域、学校などにおけるふれあいと人権教育の機会を充実するとともに、障害のある子どもの教育・保育の支援を図ります。

①家庭教育支援を充実します

○家族の絆を深めながら、家庭や地域、学校などにおける人間関係を築き人権尊重の心を養うことができるように、家族のふれあいを啓発するとともに、機会を充実します。

○子どもに正しい人権教育を行うために、子育て中の親への情報提供や支援、就学中の子を持つ親を対象とした人権に関する学習機会の提供を図ります。

【主な担当課】

子育て支援課／人権交通防犯課／学校教育課／生涯学習課

②人権尊重の教育・人間性豊かな子どもを育む教育などを推進します

○学校等において人権尊重の教育を充実するとともに、豊かな人間性を育むために生命の尊重や他人への思いやりなど「心の教育」やボランティア･市民活動、自然体験など体験活動の充実を図ります。

【主な担当課】

人権交通防犯課／学校教育課／生涯学習課

③障害のある子どもの教育・保育の環境づくりに努めます

○家族の負担を軽減し健やかな子どもの成長を支援するために、特別支援教育や保育をはじめ、子育て支援を充実します。

【主な担当課】

福祉課／子育て支援課／保育課／保健センター／学校教育課

（３）人権保育の推進（子どもの人権を守る保育の推進）

子どもの人権を守りながら保育を進めるために、情報収集や保育士の育成を充実し、家庭、地域等の連携を深めて、子どもの人権を尊重しながら子育てができる地域づくりを目指します。

①保育士の育成と研修を実施します
○保育士が人権の大切さを深く理解し、人権に対する正しい認識を身につけるために、保育士の研修への参加などを図り、人権に対する基本的な考え方を保育内容や施設運営に生かすように努めます。 ○人権に対する心を育てる保育の理念について、保育に携わるすべての人々、保護者や子どもにも広く浸透していくように働きかけます。 【主な担当課】 保育課

②人権保育のための情報提供の充実と情報交換を促進します
○人権保育を進めるために、情報収集と保育所相互の情報交換を行い情報の共有を図ります。 ○人権保育の取り組みについて保護者に知らせ、人権に対する意識を高めるように啓発します。 【主な担当課】 保育課

③家庭、地域、関係機関との連携による人権保育を進めます
○子どもの人権を大切にしながら家族が意欲的に子育てできるように、地域全体で子育て支援を充実するために、地域と民生委員・児童委員、主任児童委員などとの連携に努めます。 【主な担当課】 保育課

（４）子どもが健やかに育つ環境づくりと子どもの参画促進

子どもの健やかな成長を支援するために、子育て支援の充実や、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、子どもへの虐待防止や、障害のある子どもを持つ家庭の支援を充実します。また、青少年の社会参加の機会などを充実して、健全育成を図ります。

①児童虐待防止対策の強化などきめ細かな取り組みを推進します
○要保護児童対策地域協議会とともに、児童虐待防止対策の強化を図ります。 ○母子・父子家庭等の自立支援や、発達に心配のある子どもへの支援対策、保育や教育における障害のある子どもへの支援について、ボランティアの協力を得て充実します。 【主な担当課】 子育て支援課／保健センター／学校教育課／福祉課

②青少年の健全育成に努めます
○青少年が健全な心身を養い、日常生活を明るくすごすことができるように、ボランティア･市民活動などへの参加を促すとともに、薬物乱用の防止の徹底を図ります。 【主な担当課】 保健センター／市民協働国際課／生涯学習課

③地域における子育て支援を充実します

○地域における子育て・子育ちを育む環境づくりを目指して、子育て支援センター、児童クラブ、児童館、子育て相談などについて、ボランティアなどの協力を得て充実します。

○延長保育、一時的保育、病後児保育、休日保育など、保育サービスの充実を図ります。

○児童の健全育成のために、不登校・いじめ問題への対応、情報モラル教育や放課後子ども教室などを充実します。

○妊娠期から未就園児までの親子に対し、絵本を通して育児情報を提供します。

【主な担当課】

子育て支援課／保育課／保健センター／学校教育課／生涯学習課／中央図書館

④子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境を整備します

○次代の親の育成を図るため小学生や中学生、高校生に対して乳幼児とのふれあい体験の機会を提供して、男女が協力して家庭を築き子どもを産み育てる意識を養います。

○学校教育において子どもの生きる力を養うために、体験活動の機会や地域文化や歴史・伝統を学ぶ機会を充実するとともに、地域に信頼される学校づくりを進めます。また、家庭や地域の教育力の向上を図るための支援を充実します。

【主な担当課】

保健センター／学校教育課

２－３　高齢者　　【 差替え資料２】

現状と課題

我が国においては、今や平均寿命が 80 年を超える世界屈指の長寿国になり、団塊の世代が高齢期を迎えた平成 25 年（2013 年）に 4 人に 1 人が 65 歳以上となり、令和 18 年（2036 年）には 3 人に 1 人が 65 歳以上になると見込まれています。

本市においても、令和 22 年（2040 年）には高齢化率は 29.8％まで上昇すると見込まれており、高齢化の進行に伴い、寝たきりや認知症等の介護が必要な高齢者が大きく増加していくことが予想されます。

平成 12 年（2000 年）に介護保険制度が開始され、また、高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待や、介護や世話の放棄等に対応するため、平成 18 年（2006 年）には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。

本市においては、「豊川市高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」（第 7 期から東三河広域連合が策定）を策定し、地域包括支援センターを中心に、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう支援するための取組を進めています。

人権市民意識調査では、高齢者に関する人権の問題として、「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」と回答した人が最も多く、高齢者の消費者被害が大きな問題として認識されています。次いで「働きたくても働ける場が少ないこと」と回答した人が多く、高齢者の就業機会の確保や生きがいづくりについても問題とされています。

今後も高齢者の人権について理解を深めるための取組や、健康で生きがいを持ち、安心して暮らしていけるよう、介護サービスの充実、世代間交流の機会の充実、高齢者の社会参加に対する支援、成年後見制度の利用促進、虐待の予防・早期発見など、高齢者の人権を尊重し権利を擁護するためのさまざまな取組を推進する必要があります。

図表　高齢者に関する人権の問題

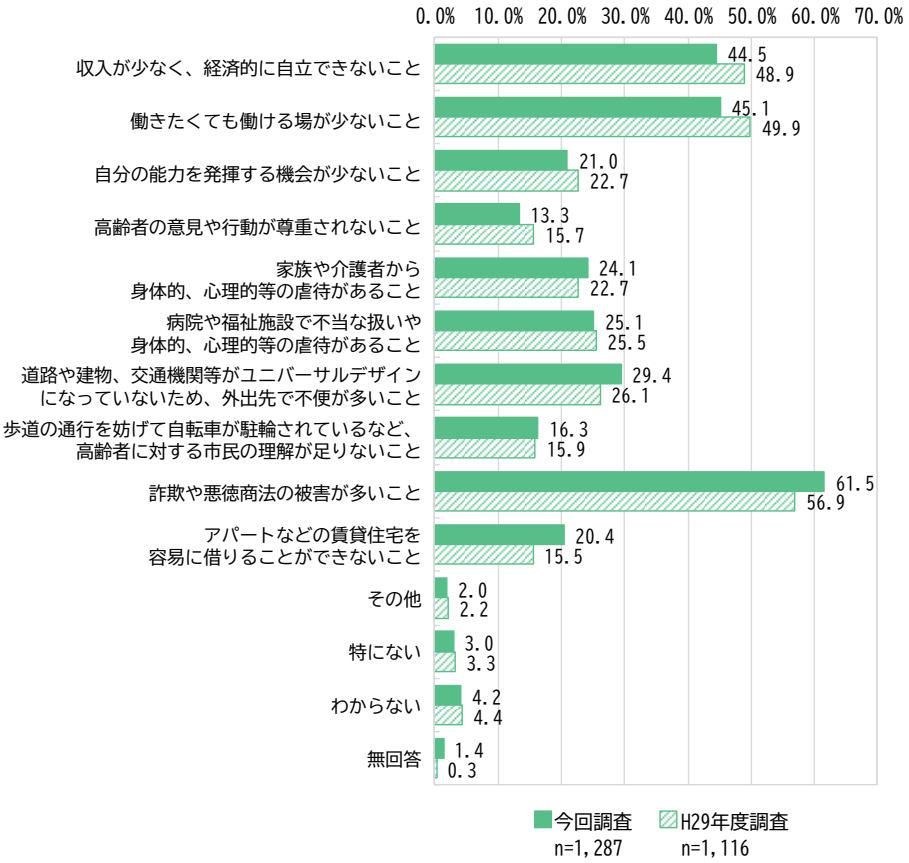

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）高齢者の人権を尊重する意識づくり

市民が高齢者の人権について理解を深めるとともに、地域における高齢者の見守りや虐待の防止に努めます。

①高齢者の人権尊重についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進します

○市民が高齢者の人権や高齢化について理解を深めるために、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動団体とともにパンフレット等により啓発の充実を図ります。

○介護予防教室などにおいて、高齢者の生活や健康、高齢者にかかわる問題について学ぶ機会をつくります。

【主な担当課】

介護高齢課／ 人権交通防犯課／生涯学習課

②高齢者虐待の予防・早期発見に努めます

○敬老の精神を養い、地域において高齢者を見守ることを促すとともに、高齢者の虐待に関する知識の普及を図り、高齢者の虐待の予防や早期発見に努めます。

○虐待防止のため、高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を通じて関係機関との連携を図ります。

【主な担当課】

介護高齢課

（２）安心して介護サービスを受けられる環境づくり

安心して利用することができる介護サービスを提供するために、総合的にサービスの充実を図るとともに、介護施設の現場における人権尊重と緊急時を含めた環境整備を推進します。

①介護サービスの充実を図ります
○安心して介護サービスを利用することができるように、地域密着型のサービス供給や包括的支援体制の充実とともに、介護予防や介護保険以外のサービスを総合的に進めます。 ○保険者である東三河広域連合と連携し、安定的な介護保険制度の運営に努め、介護サービスの充実を図ります。 【主な担当課】 介護高齢課

②介護サービスの充実を図るための環境整備を推進します
○介護サービス事業所に対して人権啓発、感染症対策や、災害時における事業継続計画の策定等を促進させるとともに、災害等発生時の迅速な情報共有を図ります。 ○保険者である東三河広域連合と連携し、将来に向けて介護サービスを持続的に提供するため、介護サービス事業所の人材確保・定着や施設整備を推進します。 【主な担当課】 介護高齢課

（３）高齢者の自立と生きがいづくりへの支援

若い世代が高齢者について理解を深め、その人権を尊重することができるように、世代間交流を図るとともに、高齢者の自立と生きがいづくりを促すために、生涯学習機会の提供と就労や社会参加の支援を充実します。

①世代間交流の機会を提供します

○子どもや若い世代が高齢者との交流や体験を通じて、高齢者に対する理解を高められるよう支援します。

○高齢者が生きがいを持って経験や知識、地域文化などを若い世代に伝える機会を充実します。

【主な担当課】

介護高齢課／生涯学習課

②高齢者の学習と健康づくりを支援します

○高齢者が健康でいきいきと暮らし続けることができるように、老人クラブの活動支援や高齢者大学、ボランティア・市民活動団体による支援などを充実して、介護予防や健康づくりの自主的な取り組みを促します。

【主な担当課】

介護高齢課／保健センター／市民協働国際課

③高齢者の就労機会や社会参加の機会を充実します

○高齢者の能力開発を支援するとともに、高齢者の雇用促進について啓発していきます。

○シルバー人材センターの充実を図るとともに、誰もが社会の中で役割を担うように、身体などに困難を抱える高齢者の就労や社会参加の機会を充実します。

【主な担当課】

介護高齢課／商工観光課

（４）高齢者やその家族が安心して暮らすための支援・環境整備

高齢者が自宅で安心して暮らすことができるように、地域包括支援センターの充実と地域における支え合いなどを促します。

①高齢者や家族に対する各種相談を充実します

○地域包括支援センターにおける介護や高齢者福祉サービスに関する相談窓口を充実します。

○認知症の高齢者を介護する家族への相談を充実します。

○コミュニティーソーシャルワーカー等により、複合的な課題のある家族についての相談窓口の充実を図ります。

【主な担当課】

介護高齢課／保健センター／福祉課

②高齢者が住み慣れた地域で快適に暮らせることを支援します

○高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

○地域ケア体制における高齢者の見守りの強化と地域での交流・支え合いの創出を図るとともに、介護予防事業を地域を中心にして進めることなど、高齢者向けサービスを地域や事業者とともに充実します。

○高齢者が住み慣れた地域で快適に暮らせるよう、日常生活における支援や住宅改修支援を行います。

【主な担当課】

介護高齢課／保健センター／建築課／清掃事業課

２－４　障害者　　【 差替え資料３】

現状と課題

障害者については、誤った認識や理解不足による偏見や差別意識が生じたり、物理的・社会的障壁により不利益を被ったりするなど、自立や社会参加、社会復帰が困難な場合が生じています。また、差別や虐待等の人権問題も発生しています。

我が国においては、昭和 45 年（1970 年）の「障害者基本法」の施行以降、障害者の完全参加と平等を目指してさまざまな取組が展開されています。平成 18 年（2006 年）には「障害者自立支援法」、平成 24 年（2012 年）には「障害者虐待防止法」、平成 25 年（2013 年）には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。さらに、平成 26 年（2014 年）に国連採択の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准され、平成 28 年（2016 年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

本市においては、平成 28 年（2016 年）に障害者差別解消法に基づき「豊川市障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、障害を理由とする差別を解消するための取組について定期的な協議を行っています。また、令和３年（2021 年）には「一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自立し、共に生き、社会参加しやすいまちづくり」を理念とする「第４次豊川市障害者福祉基本計画」とその実施計画である「第６期豊川市障害福祉支援計画及び第２期豊川市障害児福祉支援計画」を策定し、障害者施策の充実を図っています。

人権市民意識調査では、障害のある人に関する人権の問題として、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」と回答した人が多くみられます。また、「障害者用駐車施設等に不適切な駐車がされていたり、視覚障害者誘導用標示上に物を置いているなど、障害のある人に対する市民の理解が足りないこと」も多く、障害者に対する理解不足が本人達にとって物理的な不利益となっている問題も示されています。

今後も障害者の人権を尊重し、偏見や差別意識を解消し、障害者の自立と社会参加を可能とする社会の実現を目指した取組を推進する必要があります。

図表　障害のある人に関する人権の問題

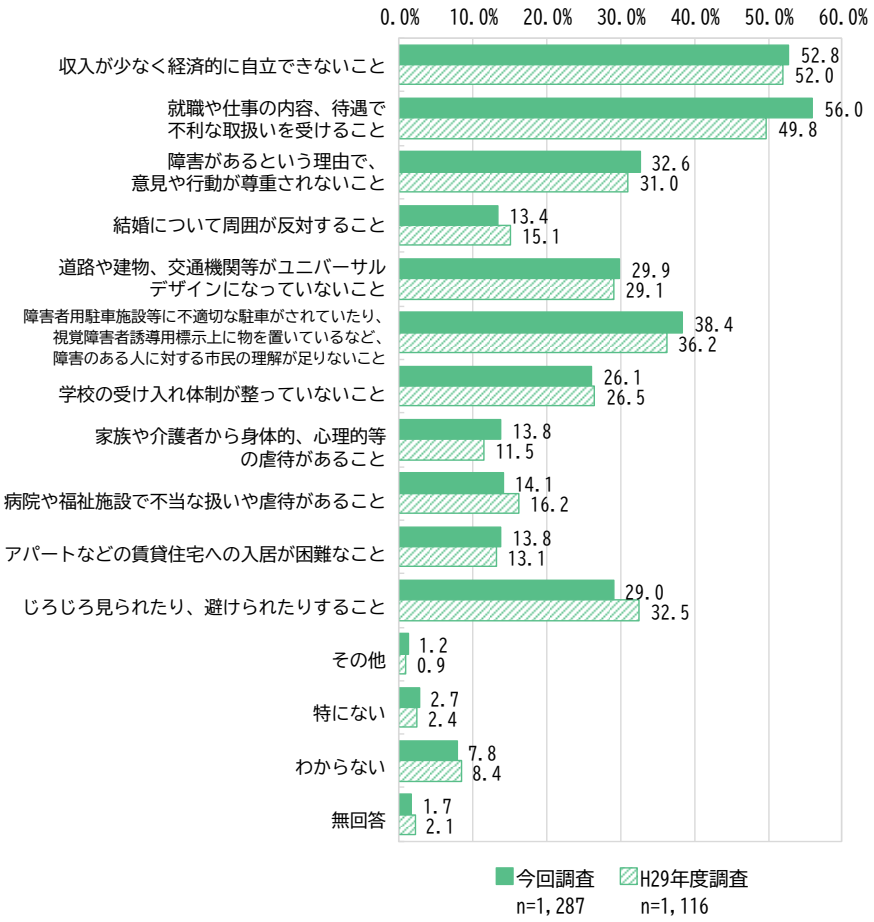

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）障害者の人権を尊重する意識づくり

障害のある人の人権尊重やノーマライゼーションの考え方を啓発するとともに、交流や体験機会などを充実します。

①障害者の人権尊重について理解を深めるための教育・啓発活動を推進します

○障害者の人権尊重について理解を深めるため、広報紙などを通じて、市民への啓発を充実します。

○学校教育においては、「福祉読本」の活用などを通じて、児童生徒の障害者に対する理解を深めます。

○障害者の人権に関する学習機会の充実や、障害者が自宅や地域で普通に生活することが望ましいというノーマライゼーションの考え方の普及を図ります。

【主な担当課】

福祉課／人権交通防犯課／学校教育課／人事課

②障害者虐待の予防・早期発見に努めます

○障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、障害者虐待の予防や早期発見に努めます。

○虐待防止や障害者虐待を受けた障害者の保護、養護者に対する支援を行うため、関係機関との連携を図ります。

【主な担当課】

福祉課

③交流や体験を通じて障害者に対する理解を促進します
○障害者に対する市民の理解を深めるために、生涯学習や地域において、ボランティアとともに車イス体験などの体験機会を提供します。 ○障害者に対する子どもの理解を深めるために、幼稚園・保育所において障害児と健常児とのふれあいや、学校教育において福祉実践教室の実施や福祉施設との交流の充実を図ります。 【主な担当課】 福祉課／保育課／学校教育課／生涯学習課／人事課

（２）障害者の自立と社会参加への支援

障害者の自立と社会参加を促進するために、能力開発や参加機会の充実と、就労機会の確保を支援します。

①障害者の地域・学習活動への参加を支援します
○障害者の生きがいの創出と社会で活躍することができる能力開発のために、障害者サークルや支援ボランティアの紹介、さまざまな分野で活躍する障害者による講座などを充実します。 ○障害者が学習機会や行事などに参加しやすくなるように、障害者団体や支援ボランティアなどとの連携を強化します。 【主な担当課】 福祉課／市民協働国際課／人権交通防犯課／生涯学習課

②障害者が働きやすい環境づくりや就労機会の確保に努めます
○障害者が自立することができるように、障害者の雇用、個々の能力について理解することや、障害者の雇用に伴う各種制度について事業者に周知・啓発を図ります。 ○障害者の就労に関する相談援助体制として、関係機関のジョブコーチによる人的支援や、就労後の職場定着支援などの充実を図ります。 ○働く意欲があるものの就労に結びつかない障害者をパートタイム会計年度任用職員として雇用し、市役所の軽易な作業を請け負う部署を設置することにより、就職の機会を得るための就労経験を積む場を確保します。 【主な担当課】 福祉課／人事課

（３）障害者や家族の生活支援

障害者や家族が安心して暮らすことができるように、福祉サービスの充実や、地域における支援の充実を図ります。

①障害者やその家族が安心して暮らせるように支援します
○障害者やその家族の生活を支援するために、日常生活における支援や医療、保健、療育、教育、雇用、福祉の連携強化により福祉サービスなどの充実を図るとともに、的確な情報提供を充実します。 ○地域の実情に応じて障害者に創作や交流などの機会を提供する地域活動の支援を充実します。さらに、障害者や地域福祉を支えるボランティアの育成を図ります。 【主な担当課】 福祉課／清掃事業課／市民協働国際課

２－５　同和問題（部落差別）　　【 差替え資料４】

現状と課題

同和問題（部落差別）は我が国固有の人権問題であり、その定義については昭和 40 年（1965 年）の同和対策審議会答申において、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保証されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」とされています。この答申を受けて昭和 44 年（1969 年）に「同和対策事業特別措置法」が制定され、同和問題（部落差別）の早期解決を図るため、同和地区の住環境の改善をはじめとする物的な基盤整備や、差別意識の解消に向けた教育・啓発等の事業が推進されました。さらに、昭和 57 年（1982 年）に「地域改善対策特別措置法」、昭和 62 年（1987 年）に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）が施行され、総合的に事業が実施されてきました。

その後、地域改善対策協議会が平成８年（1996 年）に提出した「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」を受けて、平成９年（1997 年）に「地対財特法」の一部改正が行われ、同和対策事業の一般対策への円滑な移行のための経過措置として、特別対策事業を限定し再度５年間延長されることとなりました。この改正に伴い、従来、差別意識の解消のため特別対策事業として行ってきた教育関係事業や各種の啓発事業についても、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発の推進事業として発展的に再構成され、同和問題（部落差別）はその中の重要課題として取り組まれることとなりました。その後、平成 14 年（2002 年）の「地対財特法」失効に伴い、特別対策事業はすべて終了し、一般対策に移行することとなりました。

平成 11 年（1999 年）には、平成８年（1996 年）制定の「人権擁護施策推進法」に基づき国に設置された人権擁護推進審議会において、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が提出されました。この答申においては、我が国のさまざまな人権問題の存在が明らかにされ、同和問題（部落差別）に関する国民の差別意識は「着実に解消に向けて進んでいる」が「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」とされました。また、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸施策等についての提言がなされました。

この答申を受けて、平成 12 年（2000 年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、さまざまな人権侵害の現状、その他人権擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めています。

さらに、平成 28 年（2016 年）には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。この法律は、部落差別の解消についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や教育・啓発の推進等について規定しています。

本市においては、旧小坂井町において同和問題（部落差別）の解消に取り組んできましたが、人権市民意識調査の結果によると、同和問題や部落差別の認知度は 55.6％となっており、前回調査より 6 ポイント低くなっています。また、結婚相手の家柄や血筋を問題にすること、結婚にあたり家柄などを調べること、企業が採用選考のとき身元調査をすることに対し、「当然だと思う」とする回答がそれぞれ 13.1％、26.6％、36.6％となっており、いずれも前回調査より低くなっているものの、依然としてこのような考え方を持つ人々が存在することを示しています。

また、同和問題や部落差別の解決に対する考え方については、「基本的人権にかかる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う」との回答が 26.9％と前回調査より低くなった一方、「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う」が 18.5％、「自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う」が 14.5％、「わからない」が 28.9％といったように、前回調査と同様、問題の解消に向けて自分が何をしてよいのかがわからない旨の回答が多くなっています。

このため、同和問題（部落差別）について、市民一人ひとりが正しく理解し、差別意識の解消に向けて人権教育及び人権啓発に関する施策を一層積極的に推進していく必要があります。

図表　同和問題・部落差別の認知度

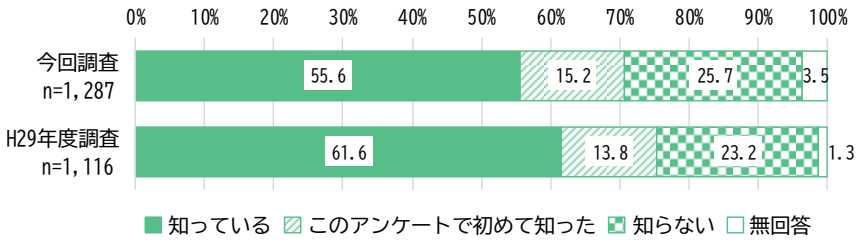

図表　結婚相手の家柄や血筋

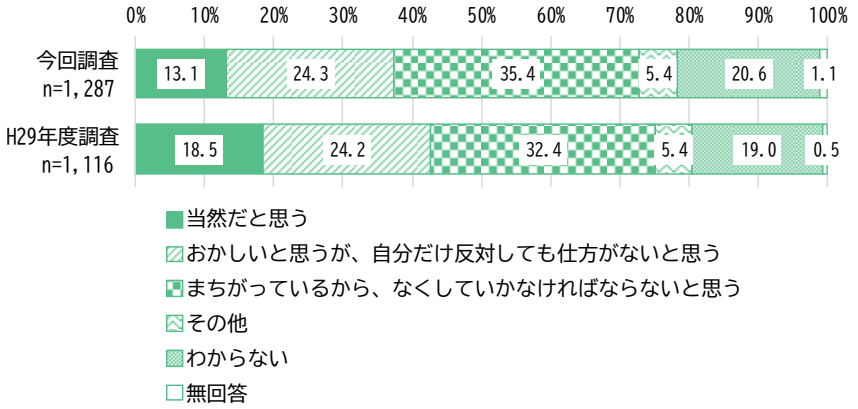

図表　結婚にあたり家柄などを調べること

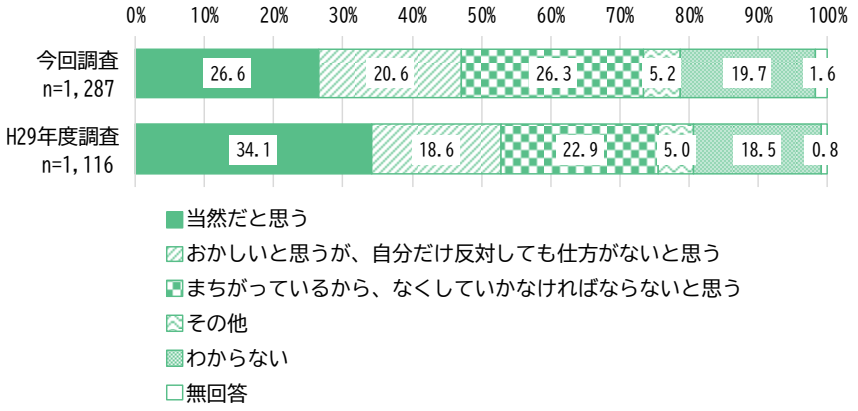

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

図表　企業による身元調査

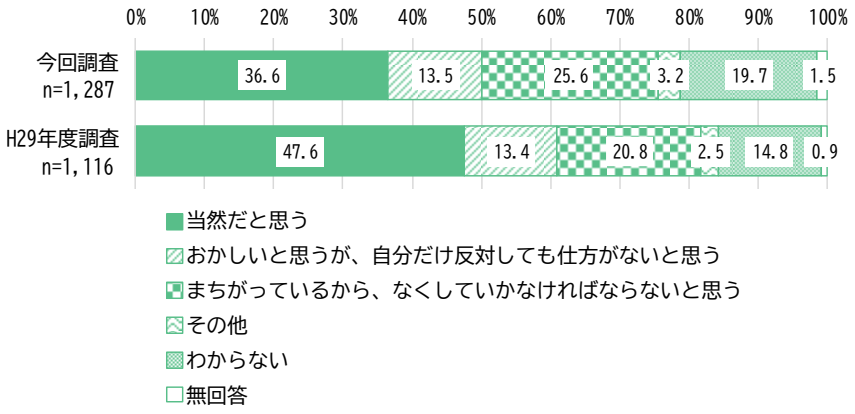

図表　同和問題・部落差別の解決に対する考え方

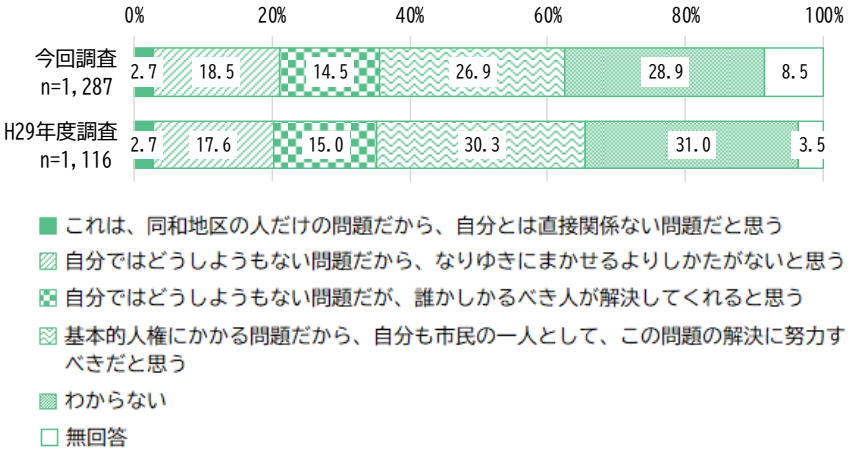

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）人権教育及び啓発活動の推進

同和問題（部落差別）について、市民に正しく周知するために、家庭、学校、企業、地域など、あらゆる場を通じて、人権教育及び啓発活動を推進します。

①差別意識の解消に向け人権教育及び啓発活動を一層推進します

○同和問題（部落差別）についての正しい認識と理解を深め、差別意識を解消することを目指して、啓発資料の作成、情報提供を充実します。

○人権週間の周知や、同和問題（部落差別）などについての学習機会の提供を充実します。

【主な担当課】

人権交通防犯課

②家庭や学校などあらゆる場を通じた人権教育及び啓発活動を推進します

○学校教育において人権教育を進めるために、教職員等を対象とした研修を充実するとともに、子どもを持つ親を対象とした講座等の実施を図ります。

○人権尊重の教育に関する研究・指導資料や、市民向けの啓発用資料を作成して、ボランティアとともに市民や企業、団体などの学習活動の支援を図ります。

○市職員を対象とした研修を実施します。

○民生委員・児童委員、主任児童委員を対象とした研修や啓発を実施します。

【主な担当課】

人事課／人権交通防犯課／学校教育課／福祉課

③関係機関と連携し、教育・啓発を推進します
○国や県、他市町村と連携して人権尊重や同和問題（部落差別）についての情報収集と正しい周知を図ります。 ○学校、企業、関係団体、地域などが行う啓発活動について、関係機関と連携し、その支援を図ります。 【主な担当課】 保育課／人権交通防犯課／学校教育課

（２）小坂井文化センターの有効活用

人権意識を高めるための学習や活動の場として、小坂井文化センターの活用を図ります。

①啓発・交流などの拠点となる取り組みを推進します
○人権意識の高揚と啓発を図るため、人権に関する調査・研究を進めるとともに、各種講座の開催と情報発信を充実します。 ○人権に関する啓発・交流や学習活動の場として、小坂井文化センターの利用促進を図ります。 【主な担当課】 人権交通防犯課

②地域住民の福祉や文化の向上を図ります
○地域住民の福祉や地域文化の向上を図り人生の豊かさを創出するために、教養・文化講座の開催や自己学習や啓発の場の充実を図ります。 ○生活相談を行う場や、地域福祉の推進を図るための催しなどの場として、小坂井文化センターの利用促進を図ります。 【主な担当課】 人権交通防犯課

（３）自立支援による地域での生活の安定向上

意欲がある子どもや若者が自立した生活を送ることができるように、就学・就労支援のための能力開発や、雇用の場の開拓などの支援を充実します。

①就学や就労支援などの取り組みを充実します
○学ぶ意欲のある子どもや若者に就学機会を提供することができるように、奨学金制度、通信教育や資格取得に関する情報を提供します。 ○若者の就労意欲の向上や働く意欲がある女性、高齢者などの市民の能力開発や就労支援を行うために、パソコン教室を始めとした各種セミナーを開催するとともに、ハローワークなどの利用を促します。 ○市内で雇用の場を開拓するために、雇用主に対して公正な採用を啓発します。あわせて、雇用主に対する経営相談等の経営基盤強化のための支援を商工会議所等と連携して充実します。 【主な担当課】 商工観光課／学校教育課

（４）えせ同和行為の排除

同和問題（部落差別）に対して市民や事業者が正しく対処することができるように、えせ同和行為について排除を図ります。

①えせ同和行為排除のための啓発及び相談を推進します
○同和問題（部落差別）に対する誤った意識を持つことや誤った対応をなくすために、えせ同和行為についての周知を図るとともに、市民や事業者からの相談を的確に行い、えせ同和行為の排除を図ります。 【主な担当課】 人権交通防犯課

２－６　外国人　　【 差替え資料５】

現状と課題

本市の外国人登録者数は、令和２年（2020 年）度末現在で 6,921 人となっており、市の総人口の 3.76％を占めています。国籍別では、ブラジルが約４割で最も多く、次いでベトナム、フィリピン、中国、韓国が多くなっています。豊川市は製造業の集積が高く、労働者として、さらには永住希望者としての外国人の受け入れにより、外国人市民が増加しています。

外国人の増加に伴い、地域、就労や教育の場において、言語・習慣・価値観などが異なることによる誤解などから、周囲とのトラブルが生じたり、相互理解が不十分であることによる外国人に対する差別や偏見などの人権問題が発生しています。

我が国においては、平成７年（1995 年）に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」を批准し、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃について定めていますが、ヘイトスピーチを解消するために、平成 28 年（2016 年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

本市においては、令和２年（2020 年）に「第３次豊川市多文化共生推進プラン（2020-2024）」を策定し、国籍を問わず、誰にとっても暮らしやすい多文化共生社会の実現を目指しています。

人権市民意識調査結果によると、ヘイトスピーチについて「絶対にやめるべき」との回答は 33.6％で、「よくないことだと思う」と合わせて 75.2％である一方、「共感する」、「何とも思わない」といった回答も数％見られる現状となっています。また、外国人に関する人権の問題として、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」、「保険・医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分に手に入れられないこと」、「地域社会での受け入れが十分でないこと」と答える人が多くみられました。

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の文化や多様性を受け入れ、国籍を問わず、一人ひとりの人権を尊重するための取組を推進し、多文化共生社会の実現を目指していく必要があります。

図表　外国人に関する人権の問題

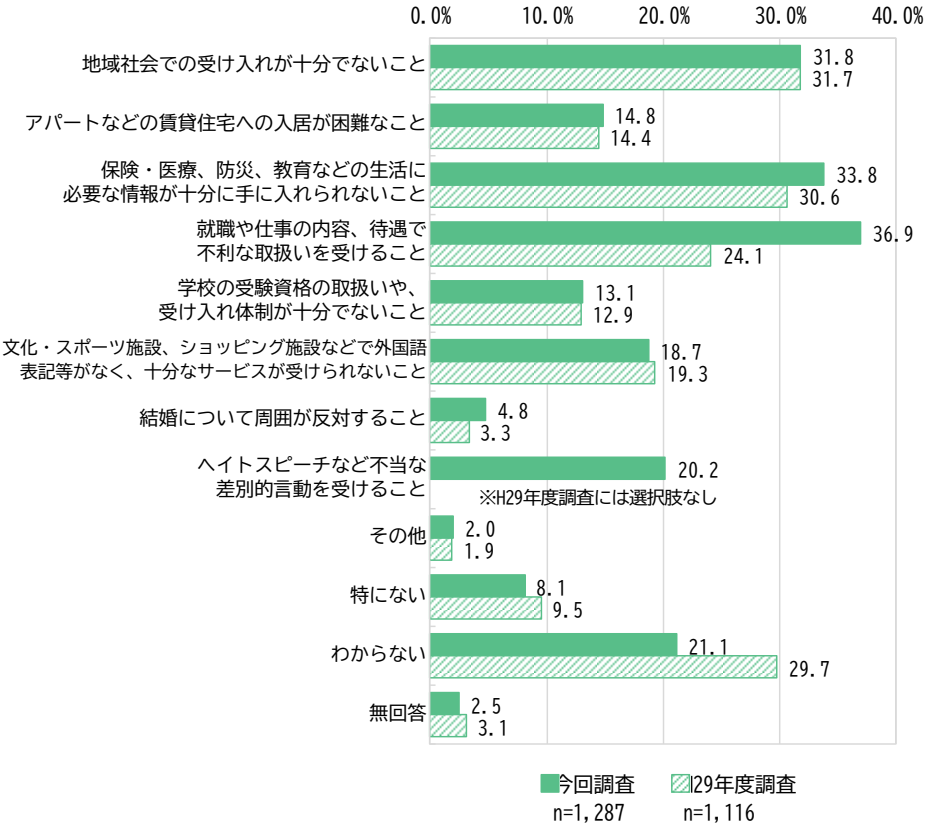

図表　ヘイトスピーチに対する考え方

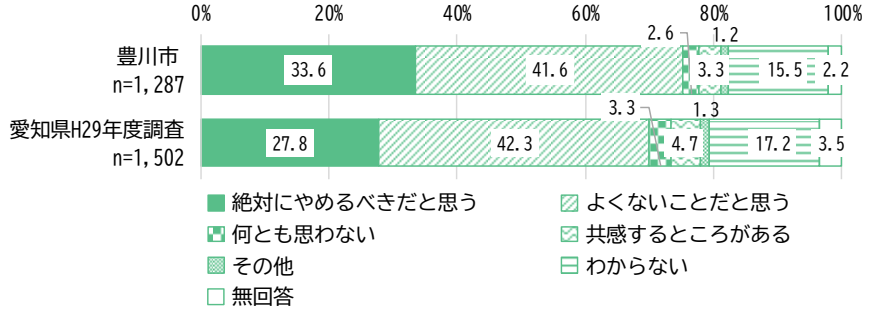

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）共生社会の形成

多文化共生社会の実現を目指して、外国人の人権尊重について啓発を図るとともに、外国人が日本人とともに地域社会を支えていくことを促します。

また、外国人の子どもたちが、日本や母国において自立した生活を過ごすことができるように、就学の支援や日本語学習支援を図ります。

①外国人の人権尊重について理解を深めます

○外国人の人権尊重について市民の理解を深めるために、啓発パンフレット、外国語版広報、ホームページ、窓口の外国語表記などにより、周知を図ります。

○国際交流協会と連携し、交流会・講座の開催、語学・教育支援などを通して相互理解を深めます。

○国際交流ボランティアと連携し、外国人を支援することで、互いが安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。

【主な担当課】

人権交通防犯課／市民協働国際課

②日本人及び外国人市民の多文化共生意識を高め社会への参加を促進します

○日本人及び外国人が互いの文化的背景や考え方を理解し、暮らせる地域社会を目指すため日本語学習機会の提供に努めます。

○外国人の地域社会への参加を促すための事業を実施し、外国人を応援する市民活動団体を支援します。

○やさしい日本語に関する情報の周知や活用を促進し、市民の多文化共生意識の啓発を図ります。

○関係機関と連携して外国人の就労環境の向上を事業者に促します。また、就労に必要な知識や技術の習得を支援する国などの事業に協力します。

【主な担当課】

市民協働国際課／商工観光課

③外国人が学ぶことができる教育環境を充実します
○外国人の子どもたちの就学を支援するための教室を運営します。教室では、就学前指導なども実施し対象となる子どもの幅を広げます。また、定期的に就学状況を把握し、不就学児童の解消を目指します。 【主な担当課】 市民協働国際課／学校教育課

（２）外国人の円滑なコミュニケーション環境づくり

外国人市民の日本語学習支援を行うとともに、多言語による情報提供などコミュニケーション環境を充実します。

①外国人のコミュニケーション能力を高めるとともに情報提供を充実します
○外国人市民が、日本で生活する上で必要な日本語を学習する機会を充実します。また、子どもたちに対して母国語教育や伝統文化を知るための機会の充実を図ります。 ○外国人の生活がより快適になるように、多言語による情報提供を行います。 ○外国人の子育てと教育を支援するために、ガイドブックの作成や、外国人児童生徒の進路説明会の開催や外国人の意見を聞く機会づくりに努めます。 ○外国人が地域社会で生活するために多言語によるごみの出し方や分け方のルールの啓発を図ります。 ○外国人による１１９番通報を円滑に受信するため、外国人通報者、消防指令センター、電話通訳センターの三者間同時通訳を行い、多言語対応を図ります。 ○外国人傷病者に対する救急現場活動を円滑に実施するため、救急車へ多言語音声翻訳アプリを導入し、多言語対応を図ります。 【主な担当課】 市民協働国際課／清掃事業課／消防本部

２－７　ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等

現状と課題

ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は、感染経路が特定し、感染力もそれほど強いものでないことがわかっており、いたずらに感染を恐れる必要もなく、治療薬によって発症を抑えることも可能ですが、正しい知識や理解の不足から、ＨＩＶ感染者やエイズ患者に対してはこれまで多くの偏見や差別意識が生じています。

ハンセン病についても、らい菌による感染症であるものの、伝染力が非常に低く、現在では治療法が確立しており、2012 年以降は我が国においても患者数が年間０～１人と非常に少ない病気となっていますが、過去のハンセン病患者に対する療養所への強制隔離政策により、患者に対する偏見・差別などが生じています。平成８年（1996 年）に「らい予防法」が廃止され強制隔離政策は終結しましたが、入所者の多くが長期間の隔離により家族等との関係を絶たれたり、高齢化等により療養所に残らざるを得ない人がいたりするなど、社会復帰が困難な状況も起こっています。

我が国においては、平成 11 年（1999 年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法)」が施行され、感染症患者等の人権を尊重しつつ、感染症対策を総合的に推進することが目指されています。この法律は、令和３年（2021 年）に、新型コロナウイルス感染症を同法の対象である「新型インフルエンザ等」に含まれるものとするよう改正されました。

人権市民意識調査では、エイズ患者・ＨＩＶ感染者に関する人権の問題として、「就職や職場で不利な取扱いを受けること」、「学校で不利な扱いを受けること」、「家族への差別的な言動を受けること」といった回答が多く見られました。また、ハンセン病患者・元患者に関する人権の問題としては、「病気に対する正しい理解なしに、怖い病気といった偏見や誤解があること」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」、「就職や職場で不利な取扱いを受けること」といった回答が多くなっています。また、いずれの問も「わからない」が約４割と多く、身近な問題でないことか病気に対する無理解などの理由で、これらを人権問題として認識していない人が多いことが示されています。

また、ＨＩＶ感染者やハンセン病患者等の人権問題の解決手法としては、「学校におけるエイズ教育やハンセン病の正しい理解の推進」、「エイズ患者・ＨＩＶ感染者やハンセン病患者・元患者などのプライバシー保護の徹底」といった回答が多くなっています。

このため、感染症について正しく理解するための普及啓発を推進し、関係機関と連携して感染者や発症者に対する支援を進める必要があります。また、新しい感染症に関する人権問題が発生することのないよう、感染症に対する正しい理解と人権意識の向上のための取組を進める必要があります。

図表　エイズ患者・ＨＩＶ感染者に関する人権の問題

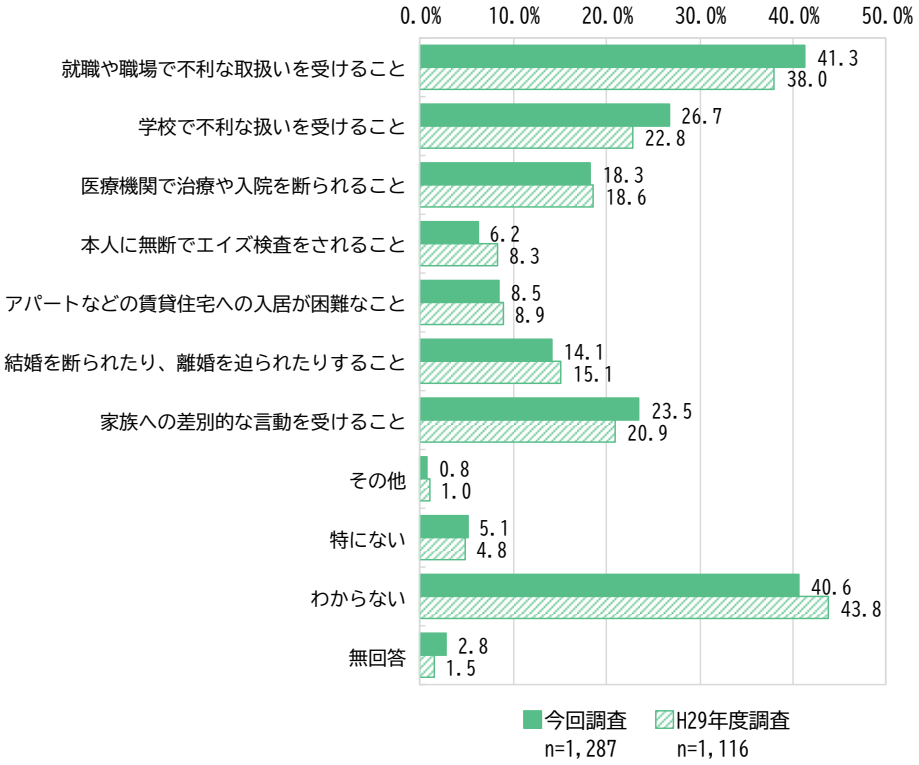

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

図表　ハンセン病患者・元患者に関する人権の問題

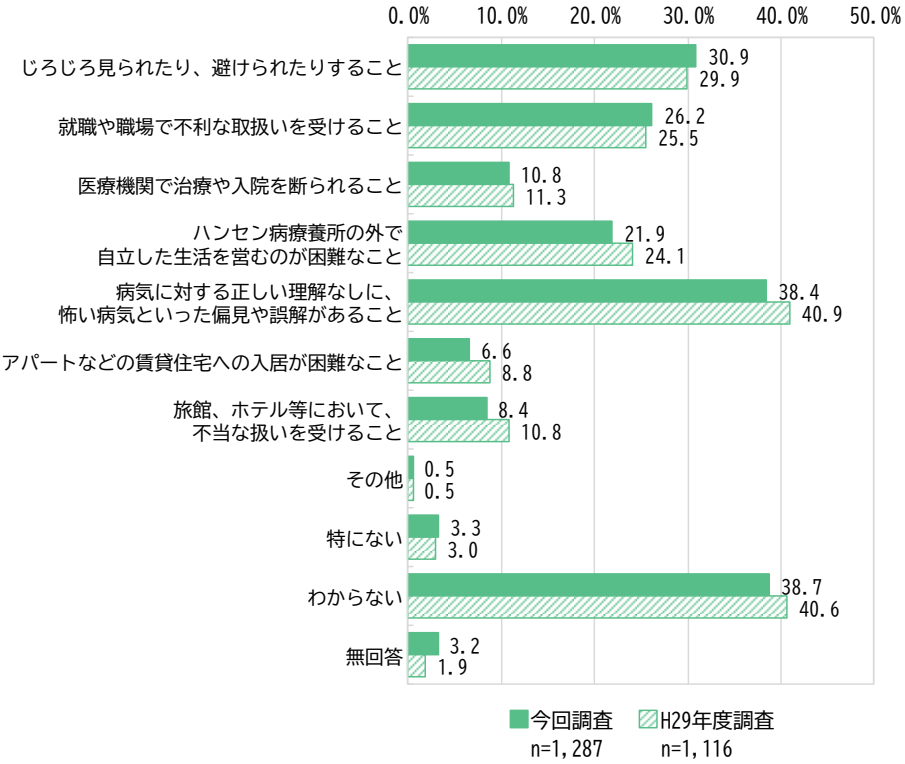

図表　ＨＩＶ感染者やハンセン病患者等の人権問題の解決手法

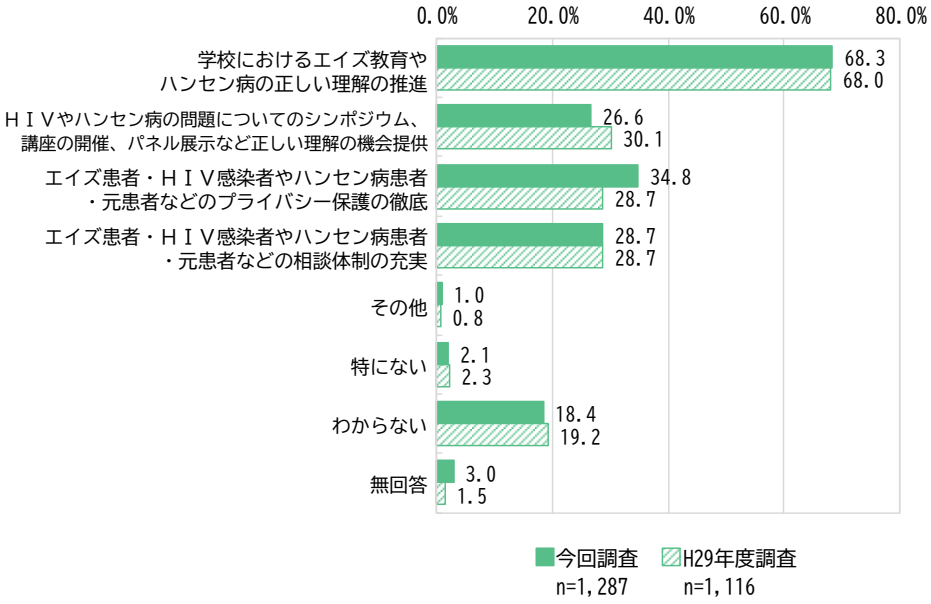

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

感染症患者に対する正しい情報を提供するとともに、人権の尊重について啓発します。

①感染症に対する正しい理解を促進し人権に配慮した対策を進めます
○感染症患者に対する偏見や差別を解消し、感染症に対して正しい知識の普及を図るためにパンフレットなどによる情報提供を充実します。 ○「世界エイズデー」や「ハンセン病を正しく理解する週間」などをＰＲして、感染症に対する意識を啓発します。 【主な担当課】 保健センター／人権交通防犯課

（２）感染症患者などの自立と社会参加の支援

感染症患者の自立と社会参加を進めるために、健康づくりを支援するとともに、就労機会の確保を支援します。

①心と体の健康づくりを支援します
○誰もが健やかに明るい人生を楽しむことができるように、健康づくりや感染症予防に対する意識を高めるとともに、健康相談を充実します。 【主な担当課】 保健センター

②感染症患者などが働きやすい環境づくりや就労機会の確保に努めます
○感染症や患者の働く能力についての理解を促進して就労機会を確保するために、事業所への啓発を図ります。 ○働くことができる患者が就労機会を得るために、ハローワークなどの利用促進や職業や雇用についての情報提供を図ります。 【主な担当課】 商工観光課

２－８　インターネットによる人権侵害

現状と課題

インターネットの普及は、多くの人々が豊かな社会生活が享受することができる一方、インターネットの特性を悪用した個人や団体への誹謗中傷やネットいじめ、差別を助長する表現、有害情報の掲載、個人情報の流出、犯罪への巻き込み等、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。

インターネットにおける人権問題に対応するため、国は、平成 14 年（2002 年）の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）の施行、平成 17 年（2005 年）の「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）の全面施行など、個人情報を取り扱う事業者が遵守すべき義務などを定めています。また、平成 21 年（2009 年）には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年ネット規制法）を施行し、インターネット上の有害情報から青少年の権利を擁護するための取組について定めています。

人権市民意識調査では、インターネットによる人権侵害の問題として、「他人の身元を暴いたり、誹謗中傷する表現を掲載すること」や「個人情報などが流出していること」などが上位をしめています。

インターネットにおける人権侵害をなくすためには、市民一人ひとりがインターネットの問題点や適切な利用方法を理解し、自身も加害者となり得ることを認識するとともに、インターネットを新たに使い始めた人に対する情報提供や啓発などを充実し、インターネットにおける人権侵害の未然防止に努めることが必要です。

図表　インターネットによる人権侵害の問題

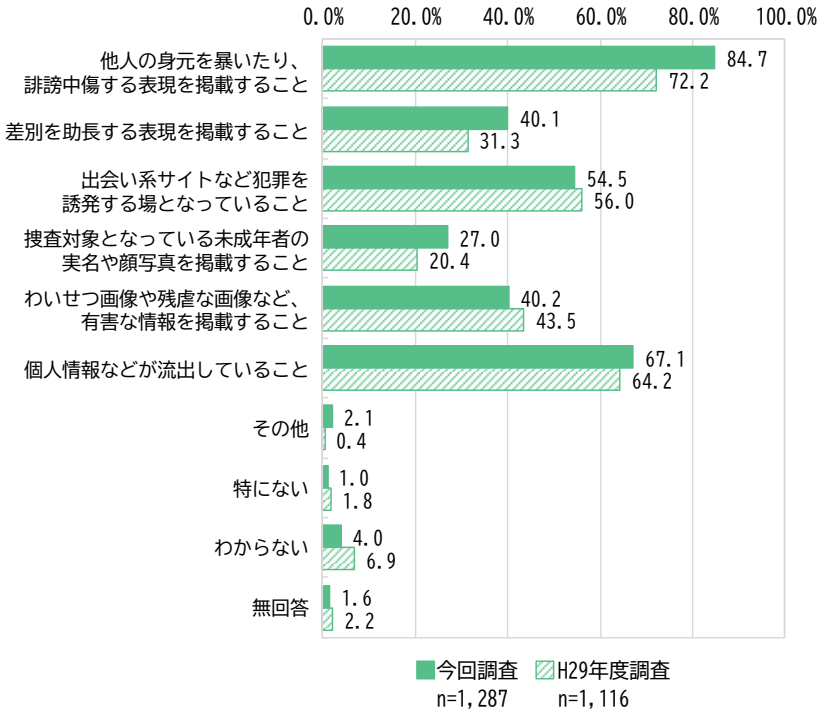

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）インターネットによる人権侵害の防止対策

インターネットの正しい利用など情報モラルついての情報や学習機会を提供し、インターネット上での人権侵害の危険性の理解を促進します。

①インターネットの正しい利用のため教育・啓発活動を推進します。
○個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、インターネットを正しく利用することができるよう教育・啓発を行います。 【主な担当課】 人権交通防犯課／学校教育課

（２）インターネット上での人権侵害に対する相談・支援体制

インターネットに関する人権問題に対応するため、相談窓口の周知などの情報提供を充実します。

①インターネット上で人権侵害への相談・支援体制の周知
○インターネット上で人権侵害があった場合、適切かつ迅速な対応を図るため、相談窓口や救済制度、支援機関の情報提供を図ります。 【主な担当課】 人権交通防犯課

２－９　性的マイノリティ

現状と課題

性的マイノリティとは、心の性が女性で恋愛対象も女性という人（レズビアン）、心の性が男性で恋愛対象も男性という人（ゲイ）、恋愛対象が女性にも男性にも向いている人（バイセクシャル）、身体の性と心の性が一致しない人（トランスジェンダー）の総称で、頭文字をとってＬＧＢＴとも呼ばれています。こうした人々の性自認（性の自己認識）や性的指向（好きになる性別）に関する多様性は尊重されるべきですが、少数派であるが故に、職場や学校等のさまざまな場における偏見や差別の対象となる等の人権侵害が生じています。

我が国では、平成 16 年（2004 年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たせば戸籍上の性別の変更ができるようになりました。また、平成 27 年（2015 年）には、文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を全国の国公私立の小中学校に通知する等、学校教育の場においてもきめ細かな配慮をすることを求めています。

人権市民意識調査では、性的マイノリティの人権上の問題として「性同一性障害、性的指向に対する理解がないこと」、「偏見により差別的な言動を受けること」など、問題への理解を示す意見が上位を占める一方、「わからない」と答えた人が４人に１人程度見られます。人権教育や啓発を通じて、性的指向・性自認に関する知識を持つ人を増やし、適切な理解を広めていくことが大切です。また、性的マイノリティの人の中には、差別や偏見を恐れて自身のことを他者に知られたくないと考える人もいるため、相談・支援の充実についても検討することが必要です。

図表　性的少数者の人権の問題

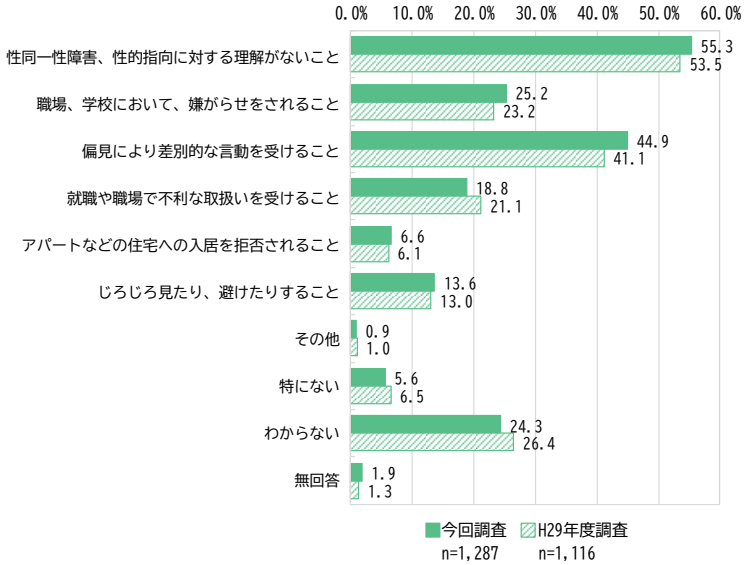

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）性的マイノリティへの理解の促進

性的マイノリティへの偏見・差別をなくし、正しい理解の浸透を図るための啓発を行います。

①性的マイノリティへの正しい理解を促進します
○性的マイノリティに関する情報提供や学習機会を通じて意識啓発を図ります。 ○性的指向や性自認についての理解を含めた人権教育の促進に努めます。 【主な担当課】 人権交通防犯課／学校教育課／保健センター

（２）多様性を認める生活環境づくり

多様な生き方をお互いに認め合い、誰もが心豊かに暮らせる生活環境づくりを目指します。

①性の多様性を認める環境づくりに努めます
○誰もが安心していきいきと生活し、個性を発揮できるように、性的マイノリティの様々な不安や困難を少しでも解消するための施策を行います。 【主な担当課】 人権交通防犯課

（３）誰もが相談できる体制づくり

性的マイノリティの人権問題に対応するため、相談窓口の周知などを図るとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

①性的マイノリティの人権問題への相談・支援体制の周知
○性別に関係なく誰もが相談できるよう、相談窓口や制度、支援機関についての情報提供の充実を図ります。 【主な担当課】 人権交通防犯課

２－10　刑を終えて出所した人

現状と課題

刑を終えて出所した人に対しては、再犯の可能性があるのではないかなどの偏見や差別意識などにより、本人に更生の意欲があっても、就職、就学、住居の確保、保健医療・福祉サービスの受給等の際において不当な差別を受けるといった人権問題が発生しています。

我が国では、刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰を促進することを通じて再犯を防止するため、平成 28 年（2016 年）に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）を施行しました。この法律では、「再犯防止推進計画」の策定に関すること、７月を「再犯防止推進月間」とすることなどが定められ、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざすとされています。

人権市民意識調査では、刑を終えて出所した人の人権問題として「刑を終えて出所した人への誤った認識や偏見が存在していること」、「就職や職場で不利な扱いを受けること」、「社会復帰に向けた相談・支援体制の不足」などが多くみられます。

本市においても、法律の趣旨を踏まえて、刑を終えて出所した人が孤立することなく、社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう、必要な支援策を充実することが必要です。

図表　刑を終えて出所した人に関する人権の問題

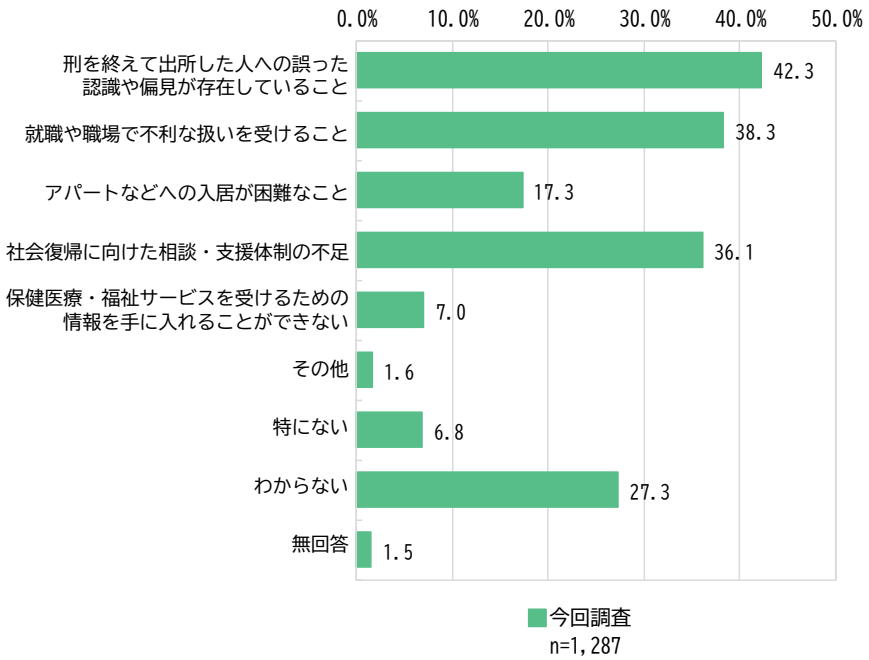

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）再犯防止対策についての理解の促進

再犯防止に関する正しい理解の浸透を図るための啓発を行います。

①犯罪や非行をした人に対する市民の理解と関心を深めます
○社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間（７月）において、保護司会をはじめとした更生保護団体との協働により啓発活動を実施します。 ○刑を終えて出所した人の人権や再犯防止に関して、正しい情報を提供し理解促進に努めます。 【主な担当課】 福祉課／人権交通防犯課

（２）犯罪や非行をした人の就労・修学支援

犯罪や非行をした人に対する周囲の偏見をなくし、安定した就労や修学ができるよう支援します。

①犯罪や非行をした人の就労確保の支援に取り組みます
○犯罪や非行をした人の社会復帰に向けて、就労確保を支援するため、雇用する協力雇用主との連携を図ります。 【主な担当課】 福祉課

②非行をした人の修学支援に取り組みます
○修学支援が必要な非行をした少年に対して、学校と関係機関が連携し、学校等における再非行の防止の観点も含めた相談・支援の充実を図ります。 【主な担当課】 学校教育課

（３）保健・福祉サービスの利用促進

保健・福祉サービスの支援を必要とする犯罪や非行をした人に対して必要な支援を実施します。

①犯罪や非行をした人が必要とする保健・福祉サービスの提供・支援を行います
○犯罪や非行をした人が必要な保健・福祉サービスを受けられるように、関係機関と協働し、支援を行います。 【主な担当課】 福祉課／介護高齢課

２－11　さまざまな人権

現状と課題

これまでとりあげてきた人権問題以外にも、アイヌの人々、犯罪被害者、婚外子、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題、災害被災者の人権など、さまざまな人権問題が生じています。

人権市民意識調査では、犯罪被害者に関する人権の問題として、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」、「犯罪行為による精神的なショックにより、日常生活に支障をきたすようになること」、「事件のことについて周囲にうわさ話をされること」などへの関心が高いことが分かります。

また、ホームレスに関する人権の問題としては、「経済的な自立が困難なこと」への関心が最も高く、次いで「通行人など、周囲の人からの嫌がらせや暴力があること」、「ホームレスに対する誤解や偏見があること」が多くあげられています。

これら以外にも、今後の社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が発生、あるいは出現する可能性があります。本行動計画の趣旨に沿って、それぞれの問題の状況に応じて、問題解決のための施策を検討していく必要があります。

図表　犯罪被害者に関する人権の問題

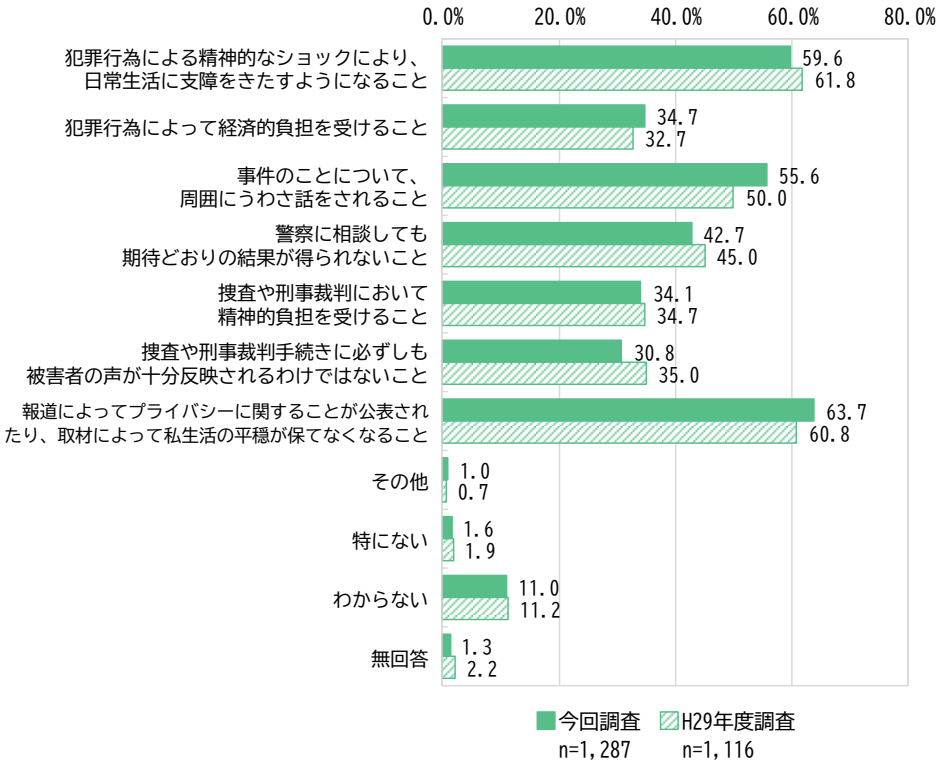

図表　ホームレスに関する人権の問題

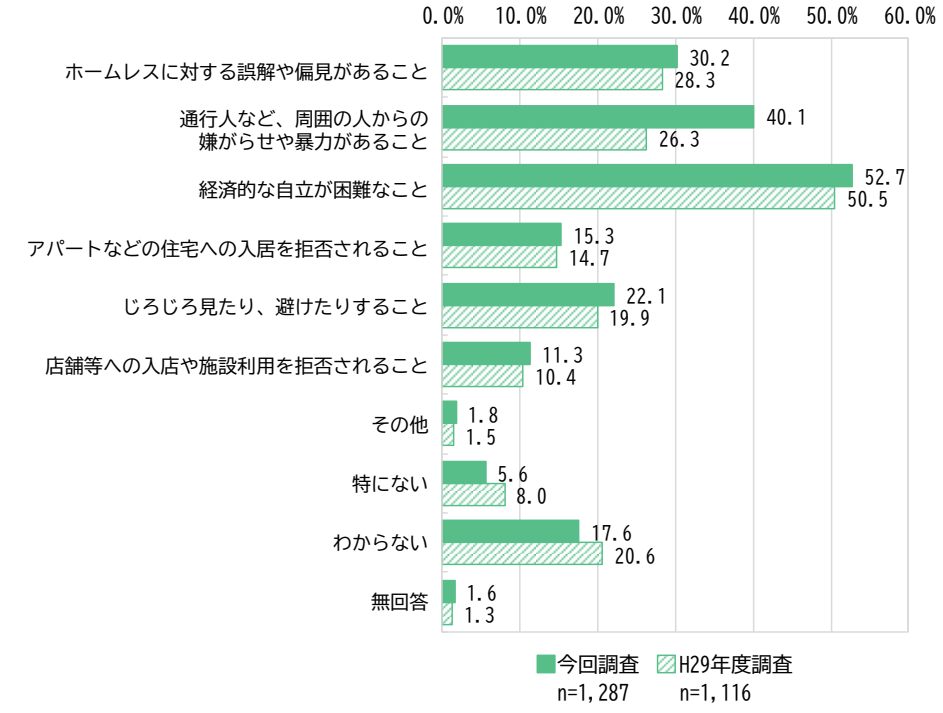

（資料）「令和２年度　豊川市人権に関する市民意識調査」

取組みの方向

（１）個人情報保護に関する意識の向上

市民の個人情報を適切に保護するため、市職員の意識の向上を図ります。

①市職員の個人情報保護に関する意識の向上を図ります
○情報セキュリティや個人情報保護に関する研修などにより、市職員の個人情報保護に関する意識の向上を図ります。 【主な担当課】 人事課／情報システム課／行政課／教育委員会庶務課

（２）さまざまな人権問題に対する人権意識の高揚

新たに発生するさまざまな人権問題について市民が理解することができるように、情報を把握するとともに、啓発等を図ります。

①さまざまな人権問題に対する人権意識を高揚するための教育・啓発を推進します
○さまざまな人権問題について、市民が理解を深めるために、広報紙やパンフレットなどによる啓発活動の充実を図ります。 【主な担当課】 人権交通防犯課

②新たな人権問題の把握に努め情報提供を充実します
○新たな人権問題やその対処について、関係機関と連携して情報収集を行います。 ○市民の人権に対する感覚や意識について、調査を行い把握します。 【主な担当課】 人権交通防犯課

１　計画の推進

１－１　計画の推進体制

（１）庁内推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、「豊川市人権施策推進本部」及びその下部の「幹事会」を中心とした全庁的な取組みを進めます。行動計画の実施にあたっては、推進本部の下、関係各課相互の緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的な関係施策の推進に努めるとともに、本計画の趣旨を踏まえたうえで実施します。

また、国・県をはじめとした関係機関などとの連携に努めます。

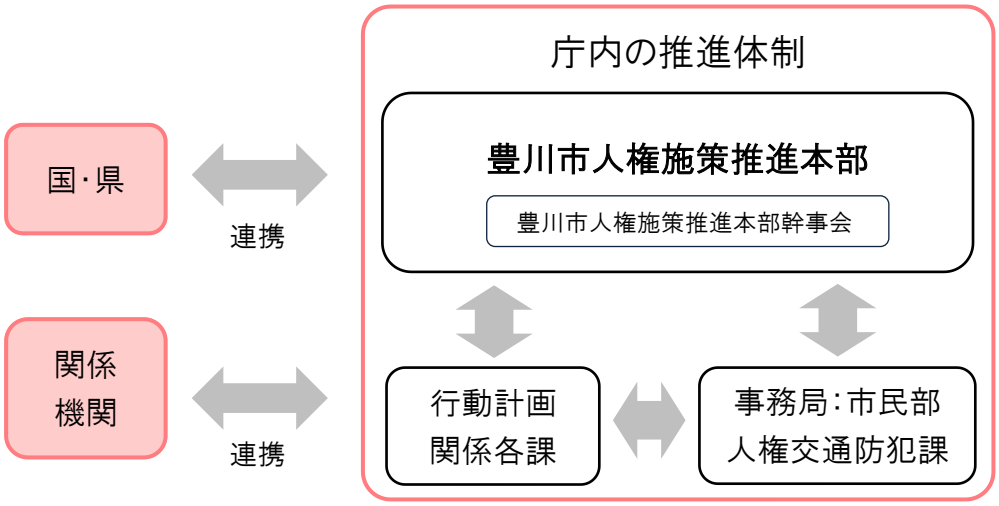

（２）市民、事業者、行政の協力・連携

市民、事業者、行政が協力・連携して一体となって、家庭、地域、職場、学校などの市民がかかわるあらゆる場において、人権教育・啓発を推進します。

１－２　計画推進のための取組

（１）相談事業の実施

人権教育・啓発の推進には、市民生活を支援し、市民のニーズの的確な対応が必要となるため、相談窓口等の情報提供を行うとともに、各種相談事業における利便性の向上、相談機能や体制の充実化を図り、相談員の資質向上に努めながら相談事業を実施します。

（２）市民意識調査の実施

市民の人権に対する考え方や意見を把握して、人権教育・啓発に関する施策を推進していくため、人権教育・啓発に関する市民意識調査を継続的に実施します。

（３）計画に基づく施策の実施状況の公表と進行管理

本計画を推進するため、「豊川市人権施策推進本部」及び「幹事会」において、事業実績報告及び実施計画を策定し、適切な進行管理を行います。

また、本計画に記載されている施策の実施状況の点検や評価、そして公表を毎年行うとともに、定期的（５年をめど）に行う市民意識調査などを活用しながら、課題や取組内容を見直し、本計画の内容の充実を図ります。